

平成 1 9 年 度

雇 用 均 等 基 本 調 査

結 果 報 告 書

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

は し が き

本報告書は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的として平成 19 年 10 月に実施した「平成 19 年度雇用均等基本調査」の結果を取りまとめたものです。

女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備することは、重要な課題となっています。

こうした課題に対処するため、男女雇用機会均等法では、事業主に対して妊娠中又は出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保すること等母性健康管理の措置（母性健康管理措置）を講ずることを義務づけています。また、労働基準法には、産前産後休業や育児時間等に関する母性保護規定があります。

平成 19 年度においては、これらの措置の実施状況等を把握することを目的に調査を実施しました。

本調査が、労使、関係機関をはじめ男女の雇用機会均等の問題に関心を持たれる方々のご参考になれば幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、多大なご協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成 20 年 12 月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

村 木 厚 子

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

担当：雇用均等政策課政策係

電話：03-5253-1111

(内線7837)

URL：<http://www.mhlw.go.jp/>

目 次

第1章 調査の概要

第1節 調査の内容	1
第2節 標本設計	3
第3節 用語の説明	4
第4節 調査結果利用上の注意	5

第2章 調査結果の概要

I 母性保護制度・母性健康管理制度の状況	8
1 労働基準法に基づく母性保護制度の規定状況	8
(1) 産前産後休業	8
(2) 育児時間	9
(3) 生理休暇	9
2 労働基準法に基づく母性保護制度の利用状況	10
(1) 産前産後休業の取得状況	10
(2) 産後休業取得者の状況	10
(3) 育児時間の請求	11
(4) 生理休暇の請求	11
3 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理制度の規定状況	11
(1) 妊産婦の通院休暇	11
(2) 妊娠中の通勤緩和の措置	13
(3) 妊娠中の休憩に関する措置	14
(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置	15
(5) 母性健康管理制度の利用申請時に必要な書類	16
(6) 妊産婦からの健康管理に関する相談体制	17
4 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理制度の利用状況	18
(1) 妊産婦の通院休暇の請求	18
(2) 妊娠中の通勤緩和の措置の請求	18
(3) 妊娠中の休憩に関する措置の請求	18
(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求	18
(5) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用状況	19
5 不就業期間の取扱い	19
(1) 産前産後休業	19
(2) 育児時間	19
(3) 生理休暇	20
(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置	21
II 育児のための勤務時間短縮制度等の措置の導入状況	22
III 出産者等の状況	23
1 妊娠中又は出産後に退職した女性労働者の割合	23
2 育児休業取得者	23

(1)	女性	23
(2)	男性	23
第3章 統計表		
第1表	産前産後休業期間別事業所割合	27
第2表	産前産後休業中の賃金の有無別事業所割合	28
第3表	育児時間の規定内容別事業所割合	29
第4表	育児時間中の賃金の有無別事業所割合	30
第5表	生理休暇中の賃金の有無別事業所割合	31
第6表	休業日数別産前休業取得者割合、平均産前休業日数	32
第7表	休業日数別産後休業取得者割合、平均産後休業日数	33
第8表	産後休業終了後の配置状況別女性労働者割合	34
第9表	産後休業終了後職場復帰者の配置状況別事業所割合	35
第10表	育児時間請求者の有無別事業所割合	36
第11表	生理休暇請求者の有無別事業所割合	37
第12表	妊産婦の通院休暇の規定の有無、内容別事業所割合	38
第13表	妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無、内容別事業所割合	39
第14表	妊娠中の休憩に関する措置の規定の有無、内容別事業所割合	40
第15表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の規定の有無、内容別事業所割合	41
第16表	母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合(1)妊産婦の通院休暇、妊娠中の通勤緩和	42
第17表	母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合(2)妊娠中の休憩、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置(作業の制限)	43
第18表	母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合(3)妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置(勤務時間の短縮、休業)	44
第19表	妊産婦の通院休暇の利用状況別事業所割合、請求者割合及び平均請求回数	45
第20表	妊娠中の通勤緩和措置の利用状況別事業所割合及び請求者割合	46
第21表	妊娠中の休憩に関する措置の利用状況別事業所割合及び請求者割合	47
第22表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の利用状況別事業所割合及び請求者割合	48
第23表	母性健康管理指導事項連絡カードによる母性健康管理措置の申請状況別事業所割合及び申請者割合	49
第24表	産前産後休業取得による不就業期間の取扱い別事業所割合	50
第25表	育児時間取得による不就業期間の取扱い別事業所割合	51
第26表	生理休暇取得による不就業期間の取扱い別事業所割合	52
第27表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置(勤務時間の短縮)による不就業期間の取扱い別事業所割合	53
第28表	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置(休業)による不就業期間の取扱い別事業所割合	54
第29表	育児のための勤務時間短縮等の措置の有無、最長利用期間別事業所割合	55
第30表	育児休業取得者割合	56
第4章	調査票	57

第1章 調査の概要

第1節 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

平成19年度は、労働基準法上の母性保護措置及び男女雇用機会均等法上の妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置（母性健康管理措置）に加え、仕事と育児の両立に関する事項についても併せて調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

日本標準産業分類による次に掲げる産業とする。

ア 鉱業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業

キ 卸売・小売業

ク 金融・保険業

ケ 不動産業

コ 飲食店、宿泊業

サ 医療、福祉

シ 教育、学習支援業

ス 複合サービス事業

セ サービス業（他に分類されないもの）〈家事サービス業、外国公務を除く〉

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから、産業・規模別に層化して抽出した約10,000事業所。

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 事業所の属性に関する事項

① 事業所の名称及び所在地

② 主な事業内容又は主要製品

③ 常用労働者数

④ 労働組合の有無

(2) 母性保護制度等に関する事項

- ① 産前産後休業に関する規定
- ② 育児時間に関する規定
- ③ 母性保護制度を利用したことによる不就業期間の取扱い
- ④ 出産者数、育児休業者数
- ⑤ 妊娠・出産した女性の退職状況
- ⑥ 産前産後休業取得者数、休業日数
- ⑦ 産後休業終了後職場復帰者の配置状況
- ⑧ 育児時間の請求状況
- ⑨ 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（生理休暇）の請求状況

(3) 母性健康管理制度に関する事項

- ① 妊産婦の通院休暇の措置に関する規定
- ② 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定
- ③ 妊娠中の休憩の措置に関する規定等
- ④ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に関する規定
- ⑤ 母性健康管理制度の利用申請に必要な書類
- ⑥ 母性健康管理制度を利用したことによる不就業期間の取扱い
- ⑦ 妊産婦の健康管理に関する相談体制
- ⑧ 母性健康管理制度の利用状況

(4) 仕事と育児の両立に関する事項

- ① 育児のための勤務時間短縮等の措置の制度の有無及び利用可能期間

4 調査の対象期日

原則として、平成 19 年 10 月 1 日現在とした。

ただし、制度、措置の利用者数等に関する事項については、次のとおりとした。

- (1) 生理休暇の請求者数 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日
- (2) 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日までの間の出産者数（又は配偶者が出産した者の数）のうち、育児休業を開始した者の数、出産後に退職した女性の数、産前産後休業取得者数、育児時間の請求者数、産後休業終了後職場復帰者数、母性健康管理制度利用者数 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 10 月 1 日
- (3) 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日までの間に出産予定であった者のうち、出産前に退職した女性の数、母性健康管理制度利用者数 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 10 月 1 日

5 調査の実施期間

平成 19 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までとした。

6 調査機関

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 ― 報告者

7 調査の方法

(1) 調査票

「平成 19 年度雇用均等基本調査 母性保護等実施状況調査票」により行った。

(2) 調査票の配付

調査票は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課から調査対象事業所へ郵送した。

(3) 調査票の回収

調査対象事業所において記入した後、平成 19 年 10 月 31 日までに直接、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課長あてに郵送した。

8 有効回答数、有効回答率

有効回答数は 6,160、有効回答率は 61.5%であった。

第 2 節 標本設計

1 母集団について

(1) 調査の範囲

全国の 14 大産業に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所。

(2) 母集団数

約 146 万 3 千事業所

(3) サンプルフレーム

平成 16 年事業所・企業統計調査により把握された事業所名簿

2 標本設計

(1) 抽出方法

事業所を産業・規模別に層化し、一定精度を確保しつつ抽出する、層化無作為抽出法としている。

(2) 目標精度及び標本数

目標精度は、産業大分類（製造業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業及びサービス業については中分類）の規模別に、次の計算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ事業所数の全事業所に対する割合が 50%のときの標準誤差が概ね 5%以内になるように設定した。標本数は、さらに回収率を考慮して約 1 万事業所を抽出した。

$$V = \frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n}$$

V = 標準誤差 N = 母集団事業所数
 n = 調査対象事業所数 P = 特定の属性を持つ事業所の割合 (= 0.5)

(3) 達成精度

達成精度は、妊産婦の通院休暇の規定がある事業所割合の標準誤差を算出した。

産業別・事業所規模別の達成精度は次のとおりである。

産業別・事業所規模別の達成精度
 (「妊産婦の通院休暇の規定あり」の事業所割合)
 (単位：%)

分類	推計値	標準誤差
【産業大分類】		
鉱業	32.2	6.9
建設業	21.3	3.4
製造業	23.2	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	78.3	3.6
情報通信業	37.4	5.5
運輸業	35.5	5.7
卸売・小売業	28.9	2.4
金融・保険業	73.0	5.6
不動産業	44.3	7.2
飲食店、宿泊業	23.4	3.9
医療、福祉	29.2	4.3
教育、学習支援業	30.6	5.4
複合サービス事業	60.0	5.8
サービス業（他に分類されないもの）	32.8	1.6
【事業所規模】		
500人以上	75.7	1.4
100～499人	50.1	1.6
30～99人	37.0	1.8
5～29人	28.3	1.2

第3節 用語の説明

(1) 常用労働者

以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者。
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、調査日前2か月（平成19年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者。
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問わない。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除く。）。

(2) 母性健康管理指導事項連絡カード

母性健康管理指導事項連絡カードとは、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカード。

このカードについては、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診

査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に様式が定められており、事業主は、当指針において利用に努めることとされている。

(3) 機会均等推進責任者

機会均等推進責任者とは、事業所において人事労務管理の方針の決定に携わる者を機会均等推進責任者として選任し、都道府県労働局雇用均等室あて届け出をしているもので、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力発揮しやすい職場環境を作るという役割を担う者として、必要な取組を推進している。

(4) 母性健康管理指導医

母性健康管理指導医とは、厚生労働大臣により委嘱されている医師で、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護に関して専門的な立場から助言、指導等を行っている。

(5) 出産者

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に出産した者又は配偶者が出産した者。

(6) 育児休業取得者

(5)の出産者のうち、平成19年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。

第4節 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるため、母集団に復元後、算出した構成比を調査結果として表章している。
- (2) 構成比は小数点以下第2位（男性の育児休業取得率のみ小数点以下第3位）を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
- (3) 統計表中、「0.0」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 統計表中、左横に「*」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない（2以下）ため、結果の利用には注意を要する。
- (5) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「—」で表示した。
- (6) 調査対象産業のうち、サービス業（他に分類されないもの）は、家事サービス業、外国公務を除く。

【参考】

働く女性の母性保護、母性健康管理に関する法律の概要

1 母性保護

(1) 産前産後休業（労働基準法第 65 条第 1 項及び第 2 項）

産前は女性が請求した場合に 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）、産後は 8 週間、女性を就業させることはできない。ただし、産後 6 週間を経過後に、本人が請求し医師が支障ないと認めた業務については就業させることができる。

(2) 育児時間（労働基準法第 67 条）

生後満 1 年に達しない生児を育てる女性は、1 日 2 回各々少なくとも 30 分の育児時間を請求することができる。

(3) 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（生理休暇）（労働基準法第 68 条）

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させることはできない。

2 母性健康管理

(1) 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保（男女雇用機会均等法第 12 条関係）

女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保できるようにしなければならない。

(2) 指導事項を守ることができるようにするための措置（男女雇用機会均等法第 13 条関係）

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、主治医等から指導を受けた場合は、女性労働者の申出に基づき、事業主は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければならない。

＜指導事項を守ることができるようにするための措置＞

- ① 妊娠中の通勤緩和
- ② 妊娠中の休憩に関する措置
- ③ 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

育児休業、育児のための勤務時間短縮等の措置に関する法律の概要

1 育児休業（育児・介護休業法第 5 条～第 9 条）

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が 1 歳に達するまでの間（子が 1 歳を超えて休業が必要と認められる一定の場合は、子が 1 歳 6 か月に達するまで）、育児休業することができる。

2 育児のための勤務時間短縮等の措置（育児・介護休業法第 23 条及び第 24 条）

事業主は、1 歳（子が 1 歳 6 か月に達するまで育児休業をすることができる場合にあっては、1 歳 6 か月）に満たない子を養育する労働者で育児休業をしない者については、勤務時間短縮等の措置を、1 歳（同上）から 3 歳に達するまでの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じなければならない。

＜勤務時間の短縮等の措置＞

- ① 短時間勤務制度
- ② フレックスタイム制
- ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④ 所定外労働の免除
- ⑤ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

また、事業主は、3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者については、育児休業に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じるよう努めなければならない。

【参考】

産業、事業所規模別調査対象事業所数（推計数）一覧表

本報告書の統計表は構成比で示してあるが、主な区分の推計事業所数は以下のとおりである。

産業	事業所規模				
	事業所規模計	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
調査産業計	808,137	2,349	31,702	124,464	649,618
D 鉱業	942	2	10	115	815
E 建設業	91,240	47	1,227	6,785	83,181
F 製造業	118,254	1,107	9,763	23,337	84,048
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1,776	25	411	586	753
H 情報通信業	16,401	111	1,331	3,588	11,371
I 運輸業	42,076	92	2,572	10,355	29,058
J 卸売・小売業	228,693	227	5,104	33,557	189,805
K 金融・保険業	33,817	81	528	3,118	30,090
L 不動産業	12,122	9	188	871	11,054
M 飲食店、宿泊業	53,015	27	598	7,252	45,138
N 医療、福祉	56,740	246	5,101	15,034	36,359
O 教育、学習支援業	24,627	80	741	3,538	20,267
P 複合サービス事業	10,907	11	286	1,081	9,530
Q サービス業（他に分類されないもの）	117,528	286	3,842	15,249	98,149

第2章 調査結果の概要

I 母性保護制度・母性健康管理制度の状況

1 労働基準法に基づく母性保護制度の規定状況

(1) 産前産後休業

① 休業期間

産前産後に関する休業期間の規定について、単胎妊娠（以下「単胎」という。）の場合は「法定どおり」（産前6週間産後8週間）とする事業所は93.5%（平成16年度95.7%）、「法定を上回る規定あり」とする事業所は5.0%（同4.0%）となっている。

産業別にみると、「法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は、教育、学習支援業（16.2%）、金融・保険業（14.0%）、不動産業（10.1%）で高く、事業所規模別にみると、「法定を上回る規定あり」とする事業所割合は、規模が大きくなるほど高くなっている（500人以上規模で24.9%、100～499人規模で11.8%、30～99人規模で6.9%、5～29人規模で4.2%）。

また、多胎妊娠の場合は「法定どおり」（産前14週間産後8週間）とする事業所は96.3%（平成16年度97.7%）、「法定を上回る規定あり」とする事業所は2.0%（同2.0%）となっている（表1、付属統計表第1表）。

表1 産前産後休業期間別事業所割合

	事業所計	単胎妊娠の場合の休業期間			多胎妊娠の場合の休業期間		
		法定どおり	法定を上回る規定あり	不明	法定どおり	法定を上回る規定あり	不明
平成19年度	100.0	93.5	5.0	1.6	96.3	2.0	1.7
平成16年度	100.0	95.7	4.0	0.3	97.7	2.0	0.3

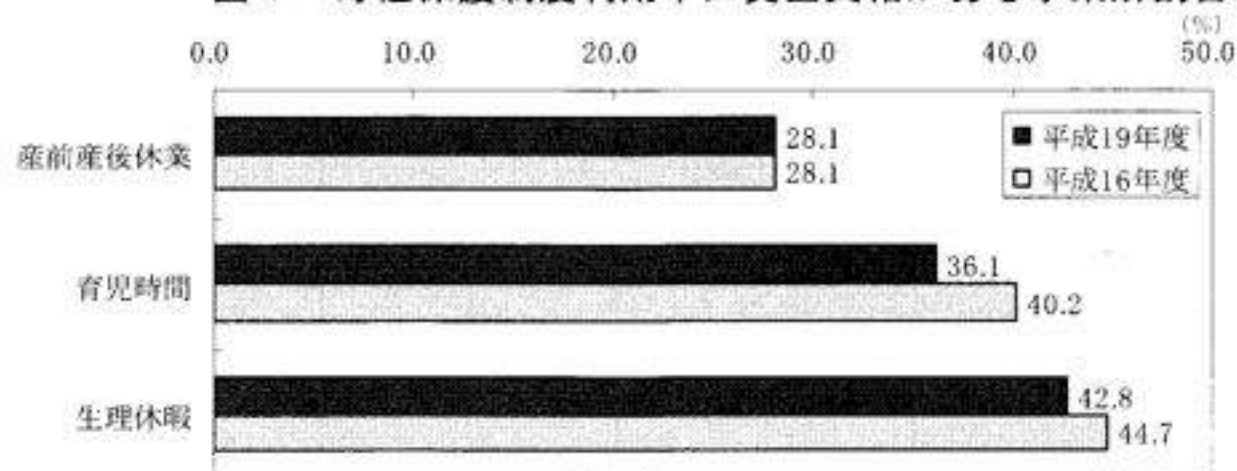
② 休業期間中の賃金

産前産後休業期間中の賃金を「有給」とする事業所の割合は28.1%と前回調査（平成16年度）の28.1%と同割合であり、そのうち「全期間100%支給」する事業所は60.2%（同52.8%）と7.4ポイント上昇している。これを産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（82.3%）、金融・保険業（66.5%）で「有給」とする事業所割合が高い。また、事業所規模別にみると、500人以上規模で「有給」とする事業所が34.2%と高くなっている（表2、図1、付属統計表第2表）。

表2 産前産後休業中の賃金の有無別事業所割合

	事業所計	有給			無給	不明
			全期間100%支給	その他		
平成19年度	100.0	28.1 (100.0)	(60.2)	(39.8)	69.9	2.0
平成16年度	100.0	28.1 (100.0)	(52.8)	(47.2)	71.4	0.5

図1 母性保護制度利用中に賃金支給がある事業所割合



(2) 育児時間

育児時間に関する規定について、「女性のみ請求できる」とする事業所の割合は54.5% (平成16年度61.1%)であるが、「男女とも請求できる」とする事業所の割合は43.7% (同38.5%)となっている。また、1日に請求することができる時間を「法定どおり」(1日2回各30分、「1日2回各30分」の規定を前提に、労働者の請求により1日1回60分とする場合も含む。)とする事業所は93.8%、「法定を上回る規定あり」とする事業所は4.5%となっている(表3、付属統計表第3表)。

また、育児時間中の賃金を「有給」とする事業所は36.1%(平成16年度40.2%)で、そのうち「全期間100%支給」とする事業所割合は67.4%(同62.8%)となっている。

「有給」とする事業所について産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(73.1%)、金融・保険業(70.2%)が高くなっている。また、事業所規模別にみると、500人以上規模で「有給」とする事業所が45.4%と高くなっている(表4、図1、付属統計表第4表)。

表3 育児時間の規定の内容別事業所割合

	事業所計	女性のみ 請求できる	男女とも 請求できる	不明
平成19年度	100.0	54.5	43.7	1.8
平成16年度	100.0	61.1	38.5	0.4

表4 育児時間中の賃金の有無別事業所割合

	事業所計	有給	全期間 100%支給	その他	無給	不明
平成19年度	100.0	36.1 (100.0)	(67.4)	(32.6)	61.5	2.4
平成16年度	100.0	40.2 (100.0)	(62.8)	(37.2)	58.0	1.8

(3) 生理休暇

生理休暇中の賃金を「有給」とする事業所は42.8%(平成16年度44.7%)で、そのうち「全期間100%支給」とする事業所割合は70.0%であった。

「有給」とする事業所について産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業(89.9%)、金融・保険業(81.6%)が高くなっている。また、事業所規模別にみると、500人以上規模で「有給」とする事業所が63.6%と高くなっている(表5、図1、付属統計表第5表)。

表5 生理休暇中の賃金の有無別事業所割合

	事業所計	有給			無給	不明
			全期間 100%支給	その他		
平成19年度	100.0	42.8 (100.0)	(70.0)	(30.0)	54.8	2.4
平成16年度	100.0	44.7			54.1	1.2

注：平成16年度は「全期間100%支給」、「その他」は調査していない。

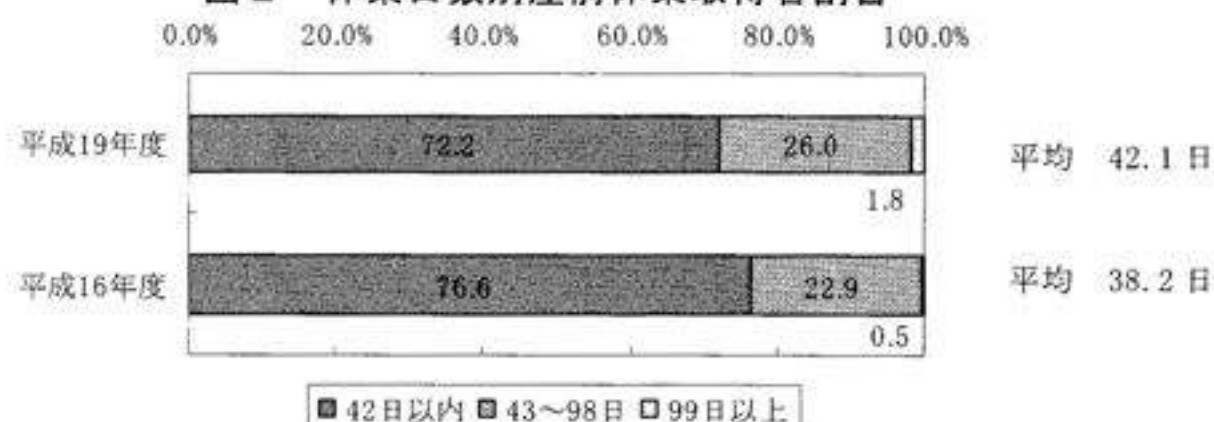
2 労働基準法に基づく母性保護制度の利用状況

(1) 産前産後休業の取得状況

① 産前休業

出産した女性が取得した産前休業の取得日数をみると、単胎の場合、「42日以内」の者が最も多く72.2%で、「43～98日」が26.0%、「99日以上」は1.8%となっており、一人当たりの平均休業日数は42.1日（平成16年度38.2日）であった（図2、付属統計表第6表）。

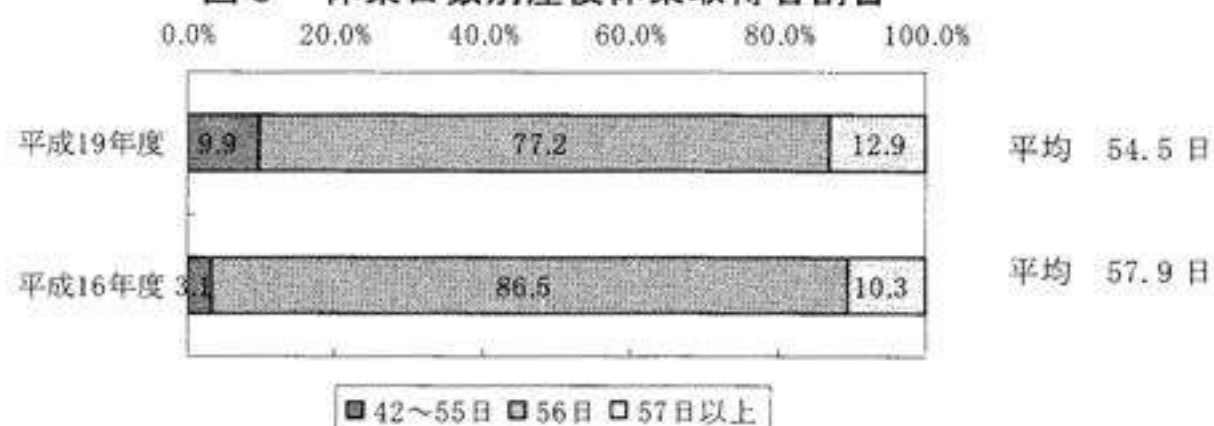
図2 休業日数別産前休業取得者割合



② 産後休業

出産後の産後休業の取得日数については、単胎の場合、「56日」の者が最も多く77.2%で、「57日以上」が12.9%、「42～55日」は9.9%となっており、一人当たりの平均休業日数は54.5日（平成16年度57.9日）であった（図3、付属統計表第7表）。

図3 休業日数別産後休業取得者割合



(2) 産後休業取得者の状況

産後休業を取得した女性労働者のうち、産後休業後育児休業を取得せずに直ちに職場復帰した者の割合は9.5%（平成16年度18.2%）であるが、そのうち、「原職」に復帰した女性は95.0%（同96.8%）、「原職相当職」に復帰した女性は4.2%（同1.8%）となっている（付属統計表第8表）。

また、「出産者あり」とした事業所のうち、産後休業後育児休業を取得せずに直ちに職場復帰した女性労働者がいた事業所は 11.8% (同 24.3%) であるが、そのうち、「原職」に配置した事業所は 93.7% (同 98.4%)、「原職相当職」に配置した事業所は 5.4% (同 0.6%) となっている。

原職以外（「原職相当職」又は「原職又は原職相当職以外」）に配置した事業所のうち、「全員、本人の希望」であった事業所は 75.8% (同 43.6%) であるが、「本人の希望でなかった者もいた」事業所は 12.0% (同 56.4%) であった（付属統計表第 9 表）。

（３）育児時間の請求

出産後も引き続き勤務している女性労働者のいた事業所のうち、育児時間の請求者のあった事業所割合は 18.5% (平成 16 年度 12.3%) であり、産業別にみると、不動産業 (29.3%)、電気・ガス・熱供給・水道業 (28.5%)、飲食店、宿泊業 (28.4%) が比較的高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど、請求者のあった事業所割合が高くなっている（付属統計表第 10 表）。

（４）生理休暇の請求

女性労働者のいる事業所のうち、生理休暇の請求者のあった事業所割合は 5.4% (平成 16 年度 5.5%) であり、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (19.2%)、情報通信業 (19.2%) が、比較的高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど請求した者のあった事業所割合が高くなっている（付属統計表第 11 表）。

3 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理制度の規定状況

（１）妊産婦の通院休暇

妊産婦が保健指導や健康診査を受診するために必要な時間を確保するための休暇（以下「妊産婦の通院休暇」という。）の規定がある事業所は 30.6% (平成 16 年度 37.7%) であった。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (78.3%)、金融・保険業 (73.0%) でその割合が高く、事業所規模別にみると規模が大きいほど規定を有している事業所の割合が高く、500 人以上規模事業所で 75.7% となっている。

規定について、その休暇の付与単位をみると、「必要に応じて」が 55.8% と最も多く、「1 日単位」18.1%、「時間単位」17.2%、「半日単位」4.6% の順となっている（表 6、図 4、付属統計表第 12 表）。

また、通院休暇の利用中の賃金を「有給」とする事業所は 41.7% (平成 16 年度 35.4%) で、そのうち 56.5% (同 54.9%) が「全期間 100% 支給」としている（表 7、図 5）。

表 6 妊産婦の通院休暇の規定の有無、内容別業所割合

(%)											
	事業所計	規定あり		規定の内容						規定なし	不明
				1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他	不明		
平成19年度	100.0	30.6	(100.0)	(18.1)	(4.6)	(17.2)	(55.8)	(3.9)	(0.4)	69.0	0.4
平成16年度	100.0	37.7	(100.0)	(18.5)	(3.1)	(11.1)	(59.3)	(8.0)	—	62.3	0.0

表7 妊産婦の通院休暇中の賃金の有無別事業所割合

	事業所計	有給			無給	不明
			全期間 100%支給	その他		
平成19年度	100.0	41.7 (100.0)	(56.5)	(43.5)	54.6	3.8
平成16年度	100.0	35.4 (100.0)	(54.9)	(45.1)	59.2	5.4

図4 母性健康管理制度の規定の有無別事業所割合

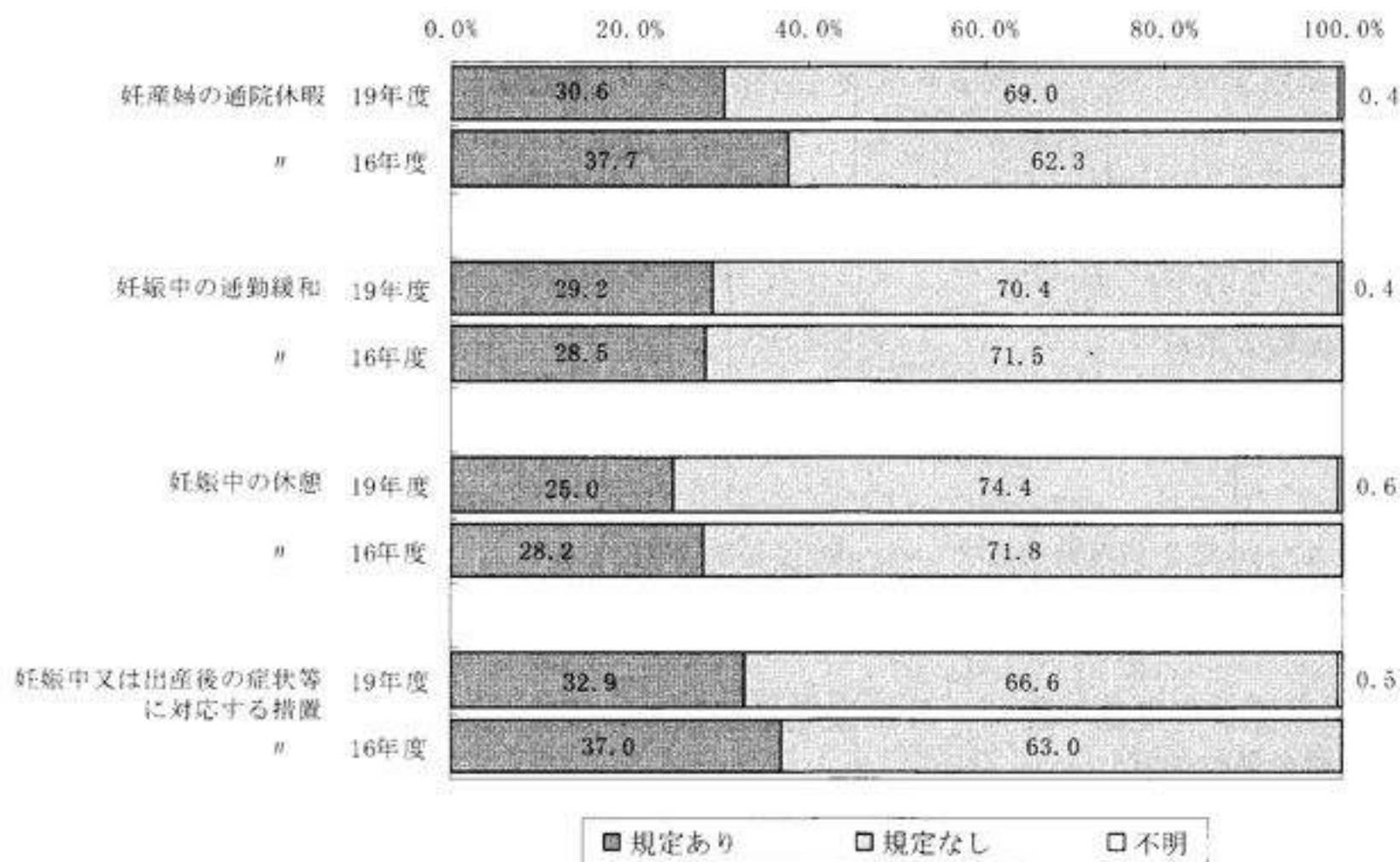
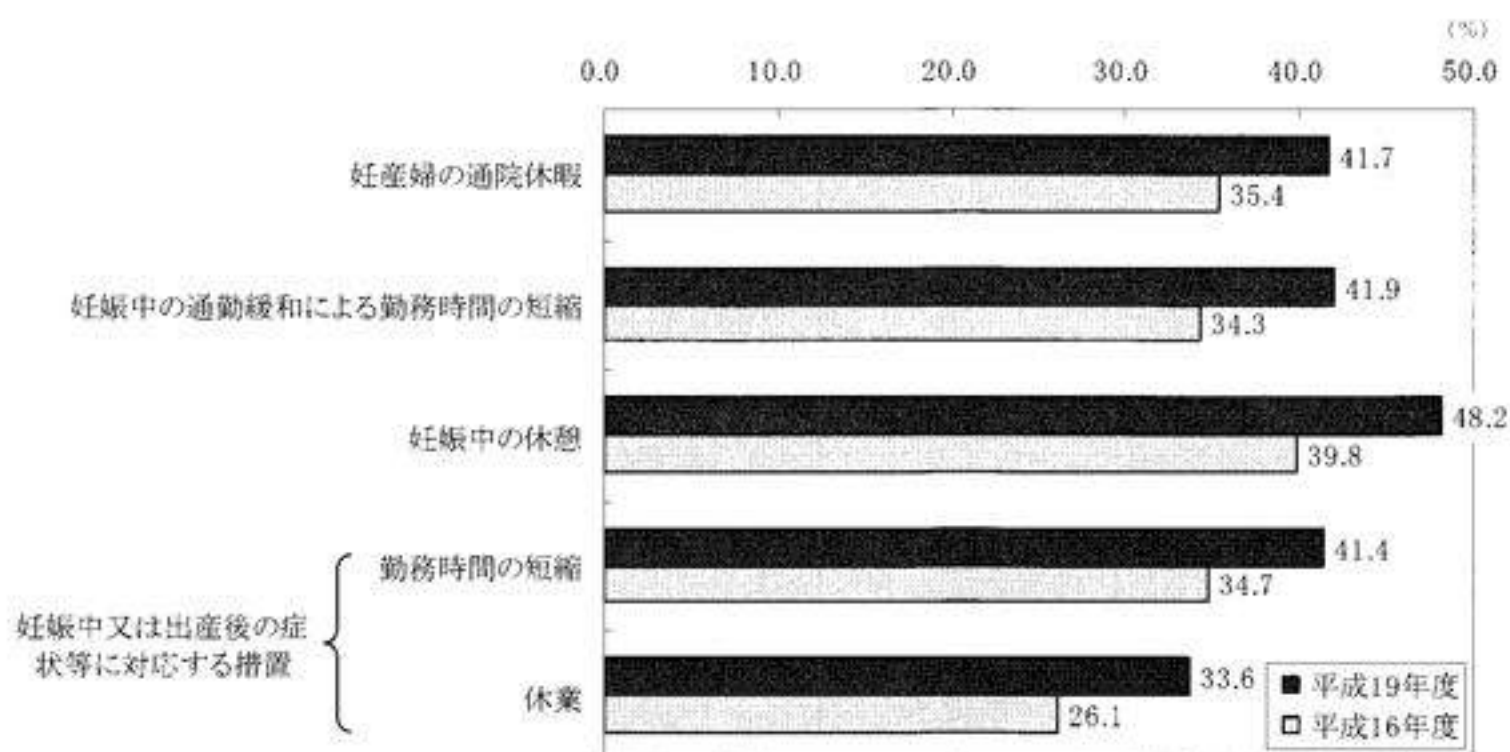


図5 母性健康管理制度利用中に賃金支給がある事業所割合



(2) 妊娠中の通勤緩和の措置

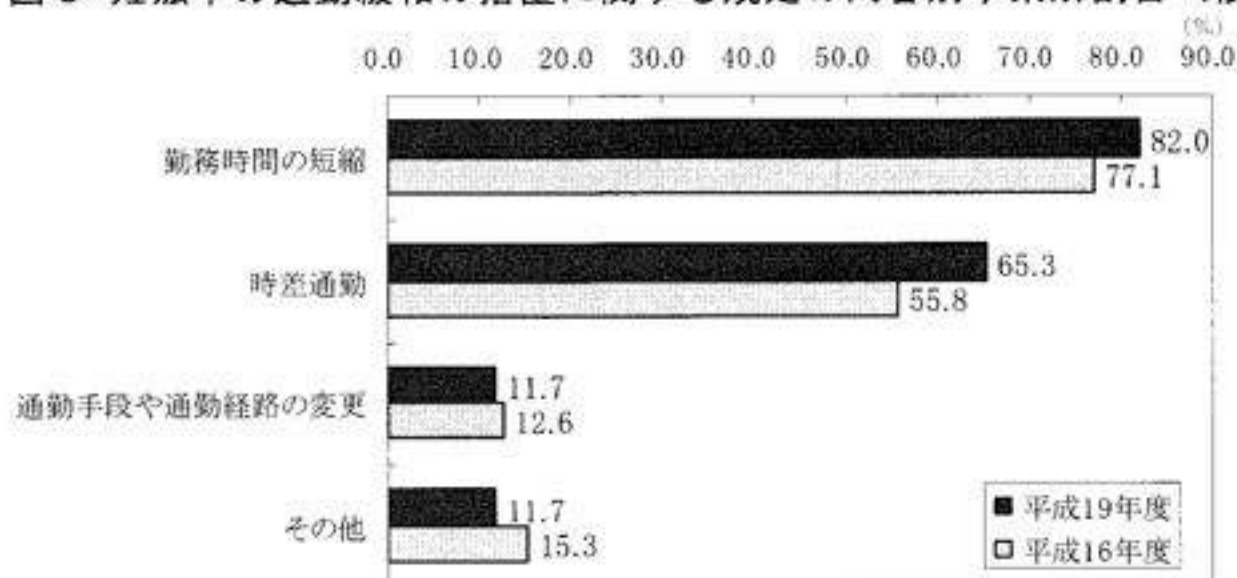
妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定がある事業所は 29.2% (平成 16 年度 28.5%) であった。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業 (84.2%)、金融・保険業 (73.9%) で規定を有している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定を有している事業所の割合が高く、500 人以上規模事業所では 69.3% となっている。

規定の内容 (複数回答) をみると、「勤務時間の短縮」が 82.0% (平成 16 年度 77.1%) と最も多く、次いで、「時差通勤」65.3% (同 55.8%) となっている (表 8、図 4、6、付属統計表第 13 表)。

表 8 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無、内容別事業所割合

	事業所計	規定あり	規定の内容 (複数回答)					規定なし	不明
			時差通勤	勤務時間の短縮	通勤手段や通勤経路の変更	その他	不明		
平成19年度	100.0	29.2 (100.0)	(65.3)	(82.0)	(11.7)	(11.7)	(0.0)	70.4	0.4
平成16年度	100.0	28.5 (100.0)	(55.8)	(77.1)	(12.6)	(15.3)	—	71.5	—

図 6 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の内容別事業所割合 (複数回答)



「勤務時間の短縮」の規定がある事業所について、1 日の短縮時間をみると、「必要とされる時間」が 44.1% と最も多く、次いで「30 分を超え 60 分以内」42.8%、「60 分を超える」8.3%、「30 分以内」4.3% の順となっている (表 9)。

表 9 妊娠中の通勤緩和措置による勤務時間の短縮時間別事業所割合

	勤務時間の短縮規定あり事業所計						不明
	[]	100.0	30分以内	30分を超え60分以内	60分を超える	必要とされる時間	
平成19年度	[82.0]	100.0	4.3	42.8	8.3	44.1	0.5
平成16年度	[77.1]	100.0	3.2	34.3	11.7	50.8	0.0

注: [] は、全事業所のうち、妊娠中の通勤緩和措置の勤務時間短縮の「規定あり」事業所の割合である。

また、勤務時間の短縮中の賃金については、「有給」とする事業所は 41.9% (平成 16 年度 34.3%) で、そのうち 53.2% (同 51.0%) が「全期間 100% 支給」としている (表 10、図 5)。

表10 妊娠中の通勤緩和措置による勤務時間の短縮中の賃金の有無別事業所割合

	事業所計	有給				無給	不明
			全期間 100%支給	その他			
平成19年度	100.0	41.9	(100.0)	(53.2)	(46.8)	54.2	3.9
平成16年度	100.0	34.3	(100.0)	(51.0)	(49.0)	59.7	6.0

(3) 妊娠中の休憩に関する措置

通常の休憩時間とは別に妊婦が休養や補食をとるための休憩に関する措置（以下「妊娠中の休憩に関する措置」という。）の規定がある事業所は 25.0%（平成 16 年度 28.2%）であった。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（73.9%）、金融・保険業（63.7%）で規定を有している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど制度を有している事業所の割合が高く、500 人以上規模事業所で 58.3%となっている（表 11、図 4、付属統計表第 14 表）。

表11 妊娠中の休憩に関する措置の規定の有無、内容所事業所割合

										(%)
	事業所計	規定あり		規定の内容（複数回答）					規定なし	不明
				休憩時間 の延長	休憩回数 の増加	休憩時間 帯の変更	必要に応 じた休憩	不明		
平成19年度	100.0	25.0	(100.0)	(41.9)	(40.6)	(13.6)	(65.9)	(0.0)	74.4	0.6
平成16年度	100.0	28.2	(100.0)	(30.9)	(32.2)	(10.8)	(72.9)	—	71.8	0.0

休憩中の賃金については、「有給」とする事業所は 48.2%（平成 16 年度 39.8%）で、そのうち 59.0%（同 57.2%）が「全期間 100%支給」としている（表 12、図 5）。

表12 休憩中の賃金の有無別事業所割合

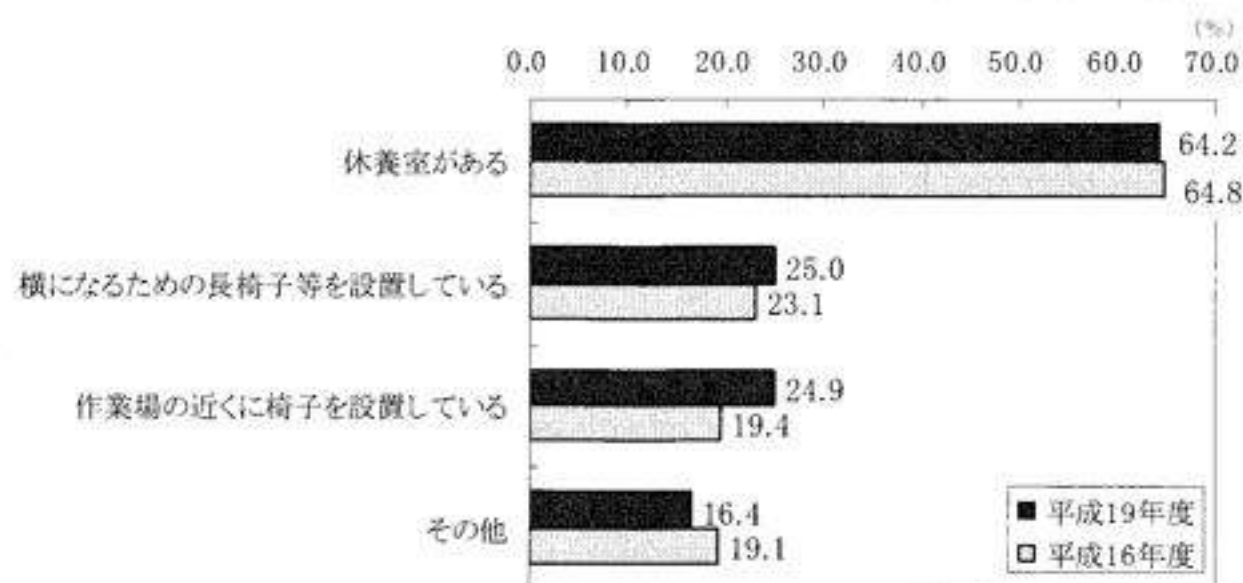
	事業所計	有給				無給	不明
			全期間 100%支給	その他			
平成19年度	100.0	48.2	(100.0)	(59.0)	(41.0)	47.9	4.0
平成16年度	100.0	39.8	(100.0)	(57.2)	(42.8)	53.9	6.2

また、妊婦が休憩することができる環境整備のための設備がある事業所は 53.3%（平成 16 年度 44.9%）で、設備の内容（複数回答）としては、「休養室がある」が 64.2%（同 64.8%）と最も多く、次いで、「横になるための長椅子等を設置している」25.0%（同 23.1%）、「作業場の近くに椅子を設置している」24.9%（同 19.4%）の順となっている（表 13、図 7）。

表13 妊婦が休憩することができる設備の有無、内容別事業所割合

(%)									
	事業所計	設備あり		設備の内容（複数回答）				設備なし	不明
				休養室がある	作業場の近くに椅子を設置している	横になるための長椅子等を設置している	その他		
平成19年度	100.0	53.3	(100.0)	(64.2)	(24.9)	(25.0)	(16.4)	45.6	1.1
平成16年度	100.0	44.9	(100.0)	(64.8)	(19.4)	(23.1)	(19.1)	55.1	0.0

図7 妊婦が休憩することができる設備の内容別事業所割合（複数回答）



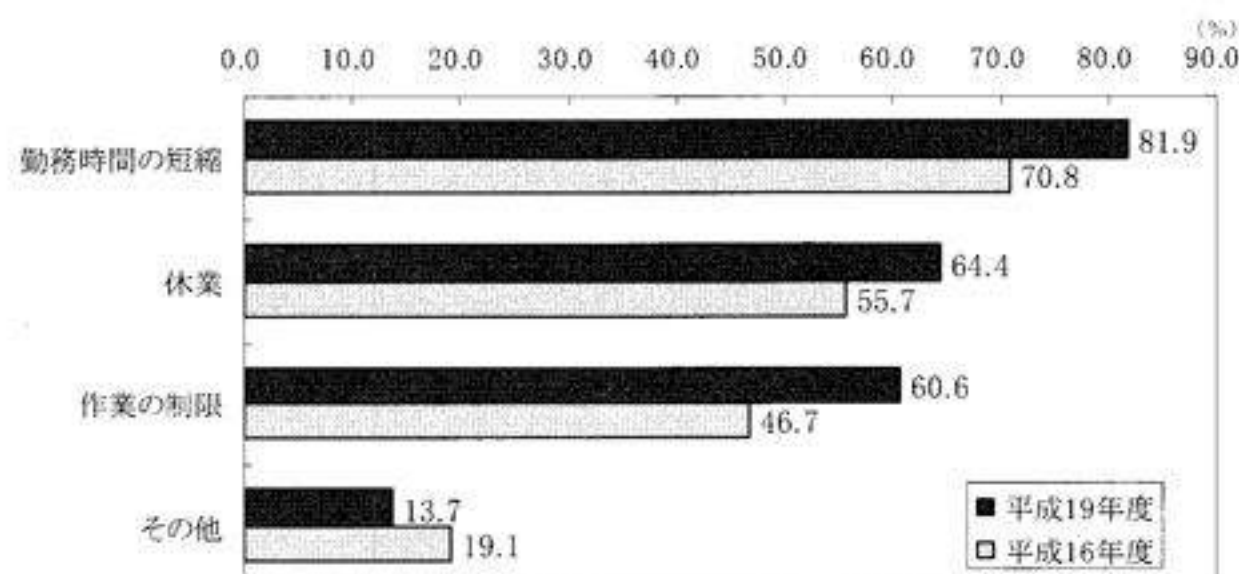
（４）妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置に関する規定がある事業所は 32.9%（平成 16 年度 37.0%）で、規定の内容（複数回答）としては、「勤務時間の短縮」が 81.9%（同 70.8%）、「休業」が 64.4%（同 55.7%）、「作業の制限」が 60.6%（同 46.7%）となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（86.9%）、金融・保険業（72.1%）で規定を有している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど規定を有している事業所の割合が高く、500 人以上規模事業所では 78.0%となっている（表 14、図 4、8、付属統計表第 15 表）。

表14 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の規定の有無、内容別事業所割合

(%)										
	事業所計	規定あり		規定の内容（複数回答）					規定なし	不明
				作業の制限	勤務時間の短縮	休業	その他	不明		
平成19年度	100.0	32.9	(100.0)	(60.6)	(81.9)	(64.4)	(13.7)	(0.0)	66.6	0.5
平成16年度	100.0	37.0	(100.0)	(46.7)	(70.8)	(55.7)	(19.1)	(0.0)	63.0	0.0

図8 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の内容別事業所割合（複数回答）



「勤務時間の短縮」の規定がある事業所について、1日の短縮時間をみると、「必要とされる時間」が63.1%と最も多く、次いで「30分を超え60分以内」22.4%、「60分を超える」11.5%、「30分以内」2.5%の順となっている。

また、「休業」の規定がある事業所について、休業できる日数をみると、「必要とされる日数」が87.8%と最も多く、「22日以上」が5.7%で続いている。

「勤務時間の短縮」中の賃金を「有給」とする事業所は41.4%（平成16年度34.7%）で、そのうち49.1%（同47.2%）が「全期間100%支給」としている。また、「休業」中の賃金は「有給」とする事業所は33.6%（同26.1%）で、そのうち42.9%（同42.4%）が「全期間100%支給」としている（表15、図5）。

表15 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による賃金の有無別事業所割合

	事業所計	勤務時間の短縮					休業				
		有給	無給		不明	有給	無給		不明		
			全期間 100%支給	その他			全期間 100%支給	その他			
平成19年度	100.0	41.4 (100.0)	(49.1)	(50.9)	54.5	4.1	33.6 (100.0)	(42.9)	(57.1)	62.4	4.0
平成16年度	100.0	34.7 (100.0)	(47.2)	(52.8)	59.2	6.1	26.1 (100.0)	(42.4)	(57.6)	67.9	6.0

（5）母性健康管理制度的利用申請時に必要な書類

母性健康管理制度的利用にあたり書類による申請を必要とする制度をみると、「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」の「休業」とする事業所の割合が69.9%と最も多く、次いで「妊産婦の通院休暇」が65.5%、「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」の「勤務時間の短縮」が64.9%となっている。

「妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置」の「休業」の利用申請にあたり必要な書類の内容（複数回答）としては、「母性健康管理指導事項連絡カード」が30.3%と最も多く、次いで「医師の診断書」が28.6%、「事業所所定の申請書」27.1%となっている。

一方、「妊娠中の休憩に関する措置」については、書類による申請が必要とする事業所は56.2%で、不要とする事業所は40.8%と比較的書類による申請が不要とする事業所割合が高くなっている（表16、付属統計表第16、17、18表）。

第16表 母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合

(%)

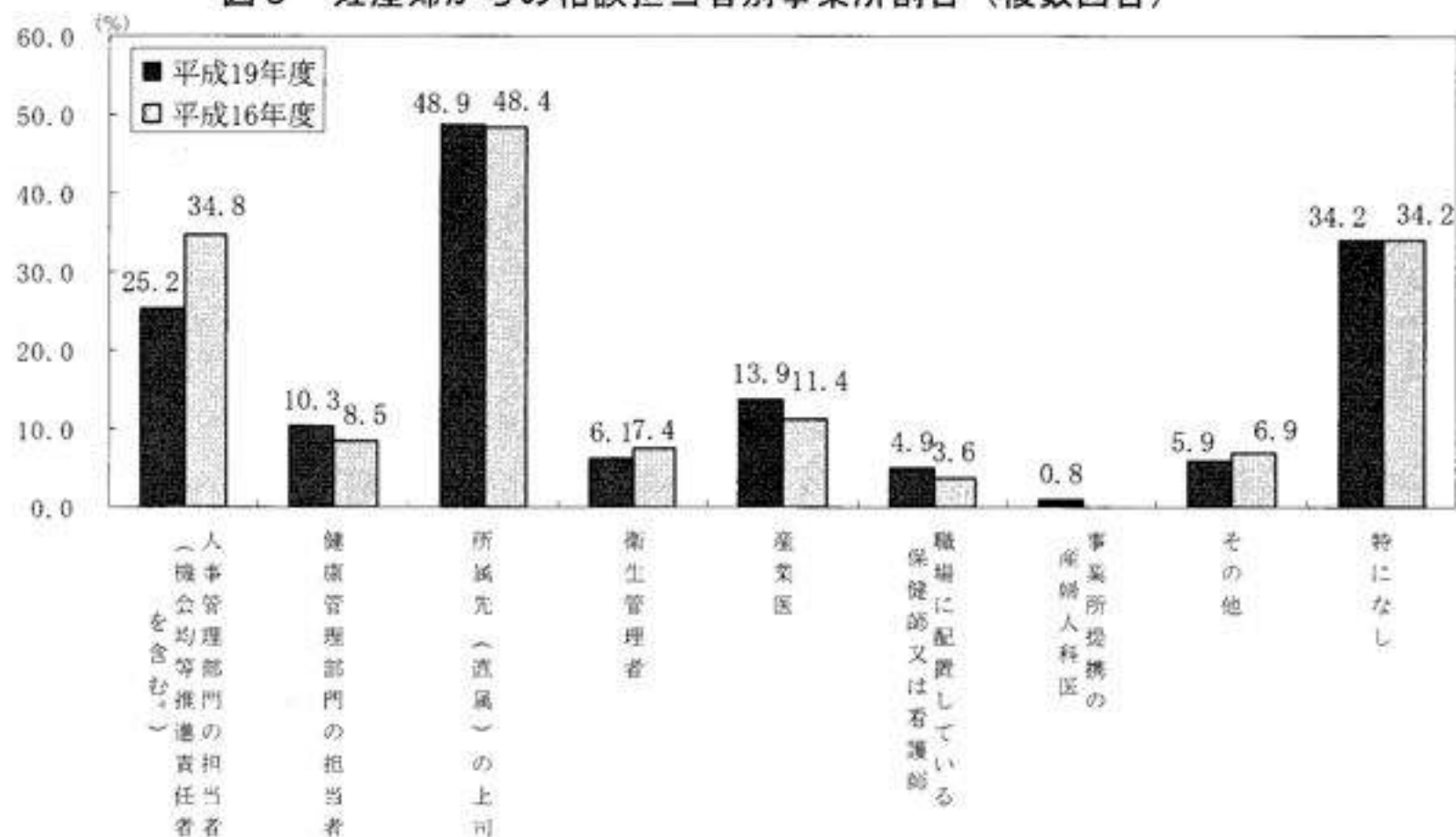
(%)										
	事業所計	書類必要	利用申請に必要な書類（複数回答）					書類不要 （口頭）	不明	
			母性健康 管理指導 事項連絡 カード	事業所 所定の 申請書	医師の 診断書	母子健康 手帳の 写し	その他			
妊産婦の通院休暇	100.0	65.5	27.4	26.6	20.0	15.9	6.1	31.3	3.1	
妊娠中の通勤緩和による勤務時間の短縮	100.0	61.1	28.2	22.3	17.5	12.5	6.3	35.9	3.1	
妊娠中の休憩	100.0	56.2	27.2	18.7	15.3	10.9	5.9	40.8	3.0	
妊娠中又は出産後の 症状等に対応する 措置	作業の制限	100.0	62.0	30.0	19.7	21.0	10.4	6.6	34.8	3.1
	勤務時間の短縮	100.0	64.9	29.5	23.8	20.8	10.7	6.5	31.9	3.2
	休業	100.0	69.9	30.3	27.1	28.6	11.1	6.2	27.1	3.0

(6) 妊産婦からの健康管理に関する相談体制

① 妊産婦からの相談担当者

妊産婦からの相談担当者（複数回答）については、「所属先（直属）の上司」とする事業所が最も多く 48.9%（平成 16 年度 48.4%）となっており、次いで「人事管理部門の担当者（機会均等推進責任者を含む。）」が 25.2%（同 34.8%）、「特になし」は 34.2%（同 34.2%）となっている（図 9）。

図 9 妊産婦からの相談担当者別事業所割合（複数回答）

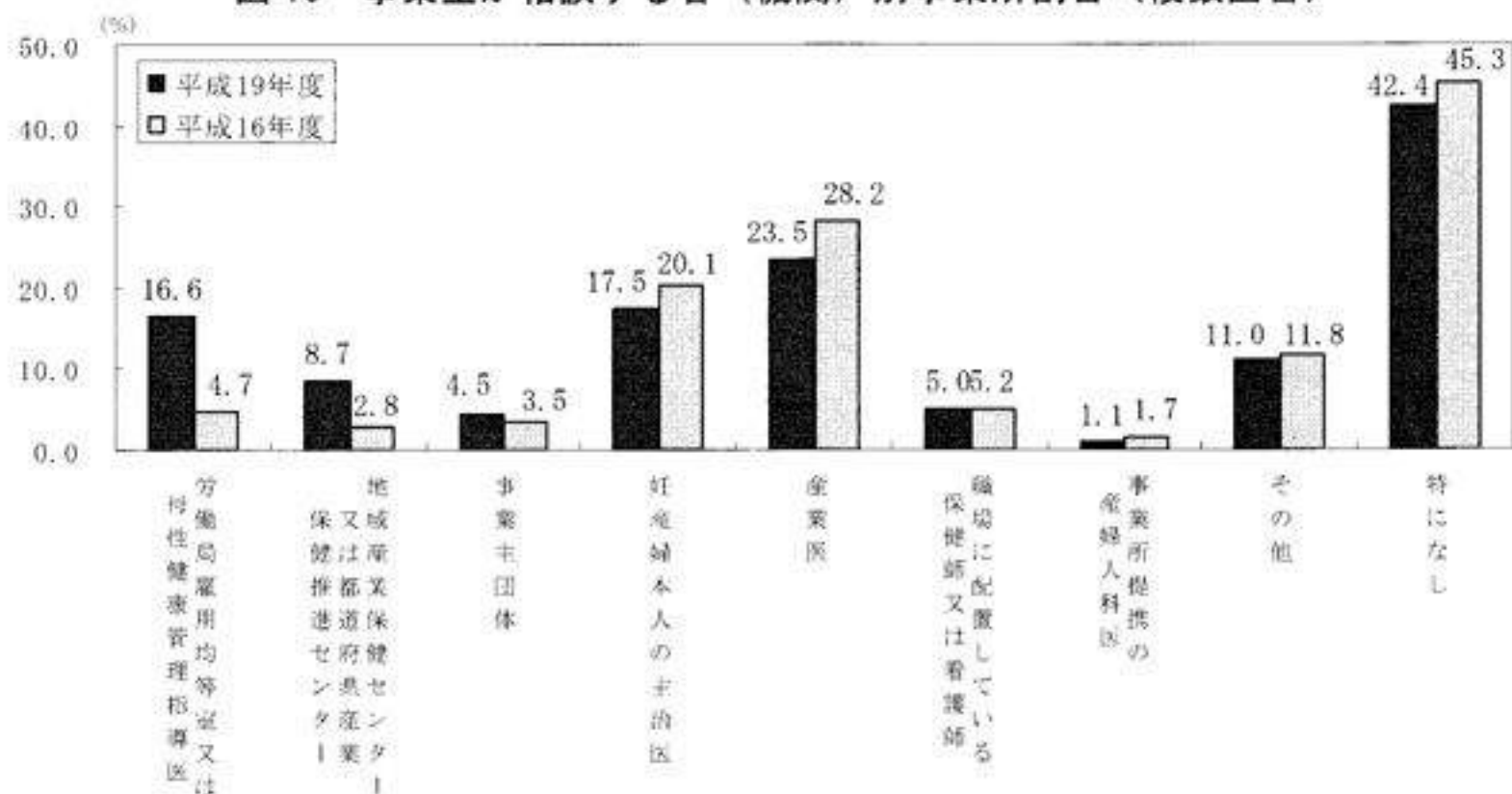


注：平成 16 年度は「事業所提携の産婦人科医」は調査していない。

② 事業主が相談する者又は機関

事業主が相談する者又は機関（複数回答）は、「特になし」とする事業所が 42.4%（平成 16 年度 45.3%）と最も多いが、「産業医」（23.5%、平成 16 年度は 28.2%）、「妊産婦本人の主治医」（17.5%、同 20.1%）に相談する事業所が比較的多い。また、「労働局雇用均等室又は母性健康管理指導医」については前回調査（4.7%）に比べ 16.6%と大幅に上昇している（図 10）。

図 10 事業主が相談する者（機関）別事業所割合（複数回答）



4 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理制度的利用状況

(1) 妊産婦の通院休暇の請求

妊産婦がいた事業所のうち、妊産婦から通院休暇の請求があった事業所割合は15.0%であり、産業別にみると、運輸業（67.5%）、教育、学習支援業（27.2%）で割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上規模の事業所（24.8%）において割合が高くなっている。

妊産婦のうち、通院休暇を請求した者の割合は1.2%であった。

また、請求した者1人あたりの平均請求回数は、4.1回となっている（付属統計表第19表）。

(2) 妊娠中の通勤緩和の措置の請求

妊産婦がいた事業所のうち、妊産婦から通勤緩和の措置の請求があった事業所割合は7.7%であり、産業別にみると、運輸業（38.4%）、情報通信業（20.1%）、不動産業（19.3%）で割合が高くなっている。事業所規模別にみると500人以上規模事業所（14.9%）において、割合が高くなっている。

妊産婦のうち、通勤緩和の措置を請求した者の割合は「時差通勤」0.2%、「勤務時間の短縮」0.2%であった（付属統計表第20表）。

(3) 妊娠中の休憩に関する措置の請求

妊産婦がいた事業所のうち、妊産婦から妊娠中の休憩に関する措置の請求があった事業所割合は7.7%であり、産業別にみると、建設業（15.1%）、教育、学習支援業（13.5%）で割合が高くなっている。

また、妊産婦のうち、休憩を請求した者の割合は0.2%であった（付属統計表第21表）。

(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求

妊産婦がいた事業所のうち、妊産婦から妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の請求があった事業所割合は14.9%であり、産業別にみると、教育、学習支援業（50.6%）、

医療、福祉（20.2%）で割合が高くなっている。事業所規模別にみると、500人以上規模事業所（22.2%）において割合が高くなっている。

また、妊産婦のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置を請求した者の割合は、「作業の制限」が0.8%、「休業」が0.7%、「勤務時間の短縮」が0.4%であった（付属統計表第22表）。

（5）母性健康管理指導事項連絡カードの利用状況

妊産婦がいた事業所のうち、母性健康管理指導事項連絡カードによる母性健康管理制度的利用申請者がいた事業所割合は2.8%で、事業所規模別にみると500人以上規模事業所（20.6%）において割合が高くなっている。

また、妊産婦のうち、母性健康管理制度的を母性健康管理指導事項カードによって利用申請した者の割合は0.7%であった（付属統計表第23表）。

5 不就業期間の取扱い

（1）産前産後休業

昇進・昇格の決定にあたり、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、産前産後休業期間を「就業したものとみなす」事業所は33.4%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.5%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は20.4%であり、「特に決めていない」事業所は30.9%となっている。

昇給の決定にあたっては、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、産前産後休業期間を「就業したものとみなす」事業所は33.4%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は6.1%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は21.7%であり、「特に決めていない」事業所は29.6%となっている。

退職金の算定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、産前産後休業期間を「就業したものとみなす」事業所は44.9%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は6.2%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は22.6%であり、「特に決めていない」事業所は20.2%となっている（表17、付属統計表第24表）。

表17 産前産後休業取得による不就業期間の取扱い別事業所割合

									(%)
	昇進等の決定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所計	不就業期間を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	その他	特に決めていない	不明	
昇進・昇格の決定	[63.7] 100.0	33.4	5.5	20.4	7.4	2.1	30.9	0.3	
昇給の決定	[63.2] 100.0	33.4	6.1	21.7	6.8	2.3	29.6	0.2	
退職金の算定	[50.9] 100.0	44.9	6.2	22.6	3.5	2.6	20.2	0.1	

注：「」は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所の割合である。

（2）育児時間

昇進・昇格の決定にあたり、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、育児時間を「就業したものとみなす」事業所は35.4%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.3%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は18.1%であり、「特に決め

ていない」事業所は33.2%となっている。

昇給の決定にあたっては、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、育児時間を「就業したものとみなす」事業所は36.1%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.5%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は18.6%であり、「特に決めていない」事業所は32.7%となっている。

退職金の算定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、育児時間を「就業したものとみなす」事業所は46.1%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.0%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は19.1%であり、「特に決めていない」事業所は24.2%となっている（表18、付属統計表第25表）。

表18 育児時間取得による不就業期間の取扱い別事業所割合

									(%)
	昇進等の決定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所計	不就業期間を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	その他	特に決めていない	不明	
昇進・昇格の決定	[63.7] 100.0	35.4	5.3	18.1	5.3	2.4	33.2	0.3	
昇給の決定	[63.2] 100.0	36.1	5.5	18.6	4.5	2.4	32.7	0.2	
退職金の算定	[50.9] 100.0	46.1	5.0	19.1	2.8	2.9	24.2	0.1	

注：〔 〕は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定にあたり「労働者の出勤状況を考慮している」事業所の割合である。

（3）生理休暇

昇進・昇格の決定にあたり、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、生理休暇を「就業したものとみなす」事業所は38.0%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は4.6%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は16.8%であり、「特に決めていない」事業所は32.9%となっている。

昇給の決定にあたっては、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、生理休暇を「就業したものとみなす」事業所は39.3%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は4.5%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は16.8%であり、「特に決めていない」事業所は32.6%となっている。

退職金の算定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、生理休暇を「就業したものとみなす」事業所は51.3%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は3.6%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は14.4%であり、「特に決めていない」事業所は25.0%となっている（表19、付属統計表第26表）。

表19 生理休暇取得による不就業期間の取扱い別事業所割合

									(%)
	昇進等の決定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所計	不就業期間を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	その他	特に決めていない	不明	
昇進・昇格の決定	[63.7] 100.0	38.0	4.6	16.8	4.8	2.8	32.9	0.2	
昇給の決定	[63.2] 100.0	39.3	4.5	16.8	3.8	2.8	32.6	0.2	
退職金の算定	[50.9] 100.0	51.3	3.6	14.4	2.3	3.1	25.0	0.2	

注：〔 〕は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定にあたり「労働者の出勤状況を考慮している」事業所の割合である。

(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

① 勤務時間の短縮

昇進・昇格の決定にあたり、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による勤務時間の短縮を「就業したものとみなす」事業所は29.7%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.8%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は11.9%であり、「特に決めていない」事業所は41.9%となっている。

昇給の決定にあたっては、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による勤務時間の短縮を「就業したものとみなす」事業所は30.1%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は6.1%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は12.5%であり、「特に決めていない」事業所は41.8%となっている。

退職金の算定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による勤務時間の短縮を「就業したものとみなす」事業所は41.4%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.8%である一方、「不就業期間」として取り扱う事業所は12.4%であり、「特に決めていない」事業所は33.3%となっている（表20、付属統計表第27表）。

表20 勤務時間の短縮による不就業期間の取扱い別事業所割合

（％）								
	昇進等の決定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所計	不就業期間を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間とする	そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	その他	特に決めていない	不明
昇進・昇格の決定	[63.7] 100.0	29.7	5.8	11.9	5.0	3.7	41.9	2.0
昇給の決定	[63.2] 100.0	30.1	6.1	12.5	4.6	3.5	41.8	1.3
退職金の算定	[50.9] 100.0	41.4	5.8	12.4	2.3	3.4	33.3	1.5

注：「」は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定にあたり「労働者の出勤状況を考慮している」事業所の割合である。

② 休業

昇進・昇格の決定にあたり、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による休業を「就業したものとみなす」事業所は23.2%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は4.5%である一方、「不就業期間」として取扱う事業所は20.9%であり、「特に決めていない」事業所は39.7%となっている。

昇給の決定にあたっては、労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による休業を「就業したものとみなす」事業所は23.1%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は5.3%である一方、「不就業期間」として取扱う事業所は22.3%であり、「特に決めていない」事業所は38.8%となっている。

退職金の算定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所のうち、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による休業を「就業したものとみなす」事業所は31.2%、「一定割合を就業したものとみなす」事業所は6.4%である一方、「不就業期間」として取扱う事業所はそれぞれ25.5%であり、「特に決めていない」事業所は29.2%となっている（表21、付属統計表第28表）。

表21 休業による不就業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	昇進等の決定にあたり労働者の出勤状況を考慮している事業所計	不就業期間を就業したもののみならず	不就業期間の一定割合を就業したもののみならず	不就業期間とする	そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	その他	特に決めていない	不明
昇進・昇格の決定	[63.7] 100.0	23.2	4.5	20.9	5.7	3.9	39.7	2.1
昇給の決定	[63.2] 100.0	23.1	5.3	22.3	5.6	3.7	38.8	1.2
退職金の算定	[50.9] 100.0	31.2	6.4	25.5	2.8	3.7	29.2	1.2

注：「」は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定にあたり「労働者の出勤状況を考慮している」事業所の割合である。

Ⅱ 育児のための勤務時間短縮制度等の措置の導入状況

育児のための勤務時間の短縮等の措置（①短時間勤務制度、②育児のためのフレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④所定外労働をさせない制度、⑤託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与、⑥育児休業の制度に準ずる措置）を導入している事業所は49.5%（平成17年度41.6%）となっており、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業で94.1%、金融・保険業で86.2%と導入している事業所の割合が高く、事業所規模別にみると、規模が大きいほど導入している事業所の割合が高くなっている（500人以上規模で93.8%、100～499人規模で82.4%、30～99人規模で62.2%、5～29人規模で45.3%）。

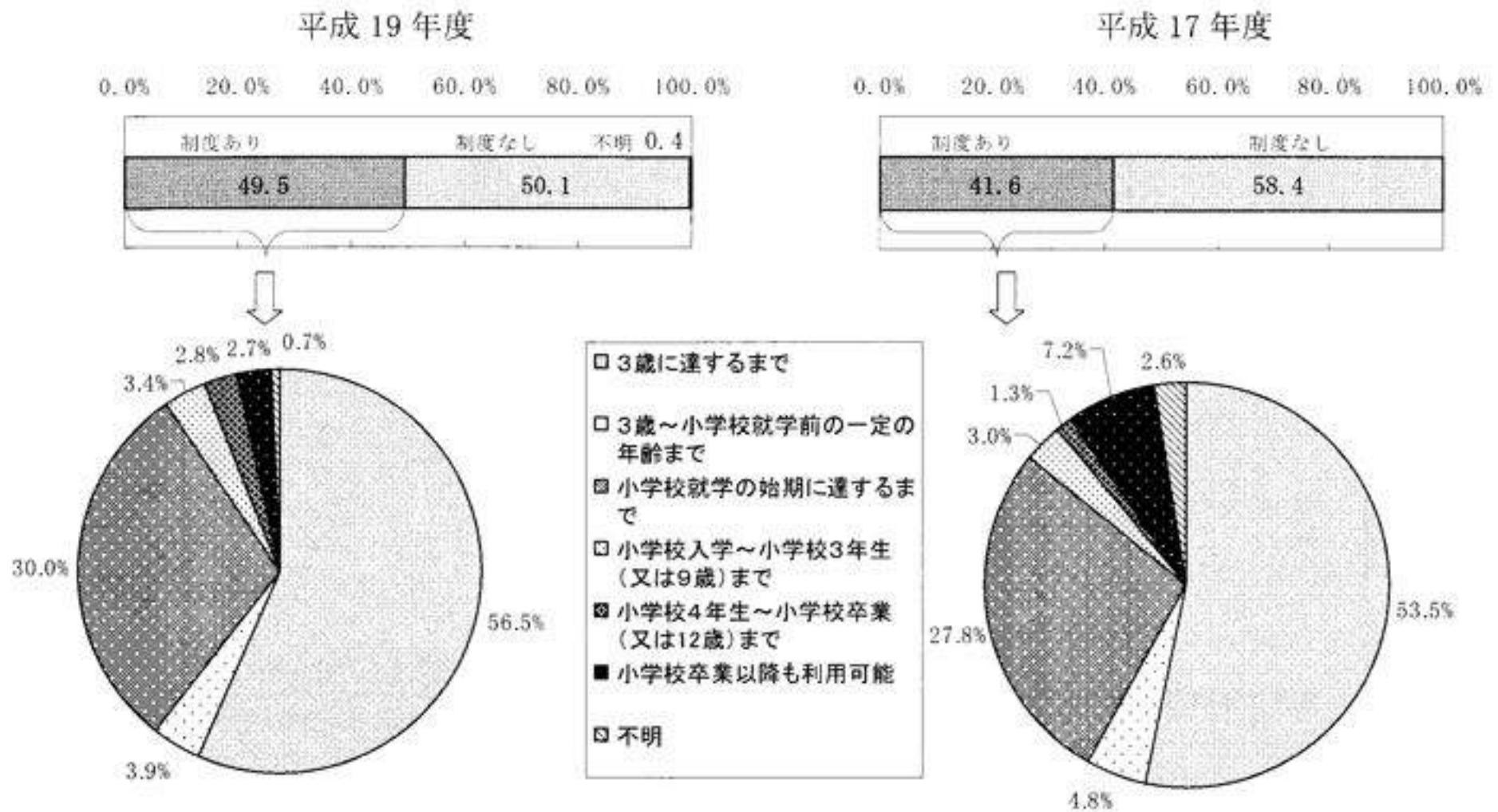
当該措置を導入している事業所において、最長で子が何歳になるまで利用できるかについてみると、「3歳に達するまで」とする事業所が最も多く56.5%（平成17年度53.5%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」30.0%（同27.8%）、「3歳から小学校就学の一定の年齢まで」3.9%（同4.8%）の順となっており、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は38.8%で、全事業所に対する割合では、19.2%となっている（前回調査の制度導入事業所に対する割合39.2%、全事業所に対する割合16.3%）（表22、図11、附属統計表第29表）。

表22 育児のための勤務時間短縮等の措置の有無、最長利用期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで	3歳～小学校就学の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	不明	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上		
			①	②	③	④	⑤	⑥		②～⑥		
平成19年度	100.0	49.5	28.0	2.0	14.8	1.7	1.4	1.3	0.3	19.2	50.1	0.4
	(100.0)	(56.5)	(3.9)	(30.0)	(3.4)	(2.8)	(2.7)	(0.7)	(38.8)			
平成17年度	100.0	41.6	22.2	2.0	11.6	1.2	0.5	3.0	1.1	16.3	58.4	0.0
	(100.0)	(53.5)	(4.8)	(27.8)	(3.0)	(1.3)	(7.2)	(2.6)	(39.2)			

図11 育児のための勤務時間短縮制度等の措置の導入状況



Ⅲ 出産者等の状況

1 妊娠中又は出産後に退職した女性労働者の割合

平成18年4月1日から平成19年3月31日に出産予定であった者に占める妊娠中又は出産後に退職した女性の割合は36.1%となっている。妊娠中又は出産後に退職した女性の退職時期をみると、出産前(妊娠中)に退職した女性は62.5%、出産後に退職した女性は37.5%であった。

2 育児休業取得者

(1) 女性

出産した女性に占める育児休業取得者(平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に出産した女性のうち、平成19年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。))の割合をみると、89.7%と前回(平成17年度72.3%)より大幅に上昇した。

事業所規模別についてみると、規模が大きいほど育児休業取得率は高く(500人以上規模で94.0%(同87.3%)、100～499人規模で93.3%(同79.0%)、30～99人規模で87.6%(同76.9%)、5～29人規模で65.3%(同58.5%))であり、また、育児休業取得率は全ての規模で上昇した。

(2) 男性

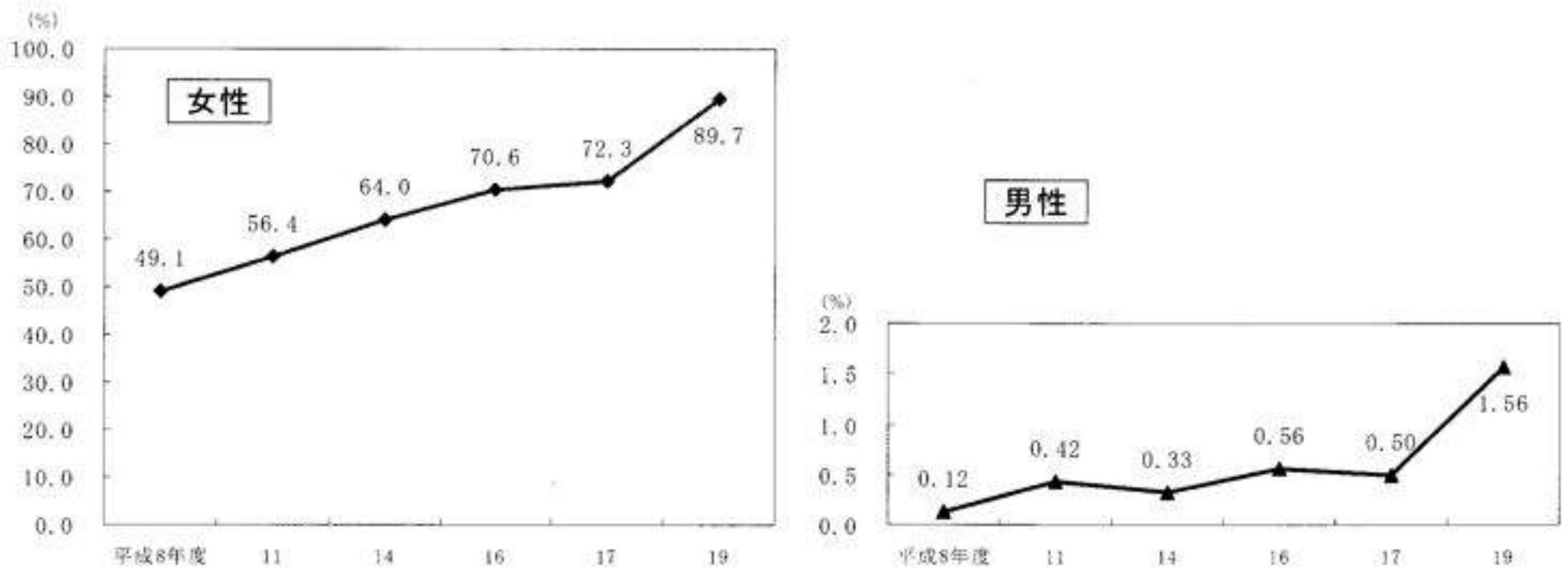
男性について、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間に配偶者が出産した者のうち、平成19年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。))の割合をみると、1.56%と前回(平成17年度0.50%)より1.06%ポイント上昇した(表23、図12、附属統計表第30表)。

表23 育児休業取得率

	(%)	
	女性	男性
平成19年度	89.7	1.56
500人以上	94.0	0.66
100～499人	93.3	0.57
30～99人	87.6	2.43
5～29人	65.3	8.85
平成17年度	72.3	0.50
平成16年度	70.6	0.56
平成14年度	64.0	0.33
平成11年度	56.4	0.42
平成8年度	49.1	0.12

育児休業取得率 = $\frac{\text{調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

図12 育児休業取得率の推移



第3章 統計表

第1表 産前産後休業期間別事業所割合

(%)

	事業所計	単胎妊娠の場合の休業期間			多胎妊娠の場合の休業期間		
		法定どおり	法定を上回る規定あり	不明	法定どおり	法定を上回る規定あり	不明
総 数	100.0	93.5	5.0	1.6	96.3	2.0	1.7
産 業							
鉱業	100.0	97.3	0.1	2.5	94.8	0.1	5.1
建設業	100.0	97.1	1.3	1.6	97.2	1.2	1.6
製造業	100.0	96.2	3.0	0.7	97.2	1.9	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.5	2.5	—	99.0	1.0	—
情報通信業	100.0	92.2	7.8	—	96.8	3.2	—
運輸業	100.0	87.9	6.9	5.2	94.7	0.2	5.2
卸売・小売業	100.0	95.2	3.0	1.8	96.5	1.4	2.1
金融・保険業	100.0	86.0	14.0	—	97.6	2.4	—
不動産業	100.0	89.9	10.1	—	97.5	2.5	—
飲食店、宿泊業	100.0	89.0	7.4	3.6	93.2	3.2	3.6
医療、福祉	100.0	91.5	7.2	1.3	96.6	2.1	1.3
教育、学習支援業	100.0	83.8	16.2	—	93.1	6.9	—
複合サービス事業	100.0	96.9	1.6	1.6	96.7	1.8	1.6
サービス業	100.0	93.7	5.2	1.1	96.5	2.4	1.2
事業所規模							
500人以上	100.0	75.1	24.9	—	91.9	8.1	—
100～499人	100.0	88.2	11.8	0.0	97.8	2.2	0.0
30～99人	100.0	92.7	6.9	0.5	97.2	2.3	0.6
5～29人	100.0	94.0	4.2	1.9	96.1	1.9	2.0
労働組合の有無							
労働組合あり	100.0	87.4	12.0	0.6	96.2	3.1	0.6
労働組合なし	100.0	95.0	3.2	1.8	96.4	1.7	2.0

第2表 産前産後休業中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	有給				無給	不明
				全期間100% 支給	その他		
総 数	100.0	28.1	(100.0)	(60.2)	(39.8)	69.9	2.0
産 業							
鉱業	100.0	25.3	(100.0)	(77.0)	(23.0)	67.1	7.6
建設業	100.0	27.0	(100.0)	(49.2)	(50.8)	69.8	3.2
製造業	100.0	19.3	(100.0)	(48.8)	(51.2)	79.4	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	82.3	(100.0)	(95.8)	(4.2)	17.7	—
情報通信業	100.0	21.8	(100.0)	(76.0)	(24.0)	78.2	—
運輸業	100.0	19.9	(100.0)	(66.3)	(33.7)	74.9	5.2
卸売・小売業	100.0	24.7	(100.0)	(51.0)	(49.0)	72.9	2.4
金融・保険業	100.0	66.5	(100.0)	(78.0)	(22.0)	33.5	—
不動産業	100.0	44.3	(100.0)	(82.6)	(17.4)	55.7	—
飲食店、宿泊業	100.0	21.7	(100.0)	(44.4)	(55.6)	76.5	1.8
医療、福祉	100.0	30.2	(100.0)	(60.1)	(39.9)	68.5	1.3
教育、学習支援業	100.0	50.5	(100.0)	(67.9)	(32.1)	47.9	1.6
複合サービス事業	100.0	43.1	(100.0)	(82.4)	(17.6)	55.3	1.6
サービス業	100.0	30.5	(100.0)	(70.2)	(29.8)	67.9	1.6
事業所規模							
500人以上	100.0	34.2	(100.0)	(56.6)	(43.4)	65.8	—
100～499人	100.0	24.7	(100.0)	(63.4)	(36.6)	75.2	0.1
30～99人	100.0	26.4	(100.0)	(67.6)	(32.4)	73.1	0.5
5～29人	100.0	28.6	(100.0)	(58.8)	(41.2)	69.0	2.4
労働組合の有無							
労働組合あり	100.0	36.6	(100.0)	(70.7)	(29.3)	62.7	0.7
労働組合なし	100.0	25.9	(100.0)	(56.4)	(43.6)	71.7	2.4

第3表 育児時間の規定内容別事業所割合

(%)

	計	1日の時間			適用範囲		
		法定どおり	法定を上回る規定あり	不明	女性のみ請求できる	男性のみ請求できる	不明
総 数	100.0	93.8	4.5	1.7	54.5	43.7	1.8
産 業							
鉱業	100.0	94.5	3.0	2.5	50.0	47.4	2.5
建設業	100.0	95.9	2.3	1.8	61.1	37.1	1.8
製造業	100.0	95.2	3.5	1.2	59.2	39.6	1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.4	11.6	—	66.4	33.6	—
情報通信業	100.0	91.9	8.1	—	42.2	57.8	—
運輸業	100.0	90.8	4.1	5.2	42.2	52.6	5.2
卸売・小売業	100.0	94.1	3.8	2.1	52.3	45.6	2.1
金融・保険業	100.0	90.4	8.0	1.7	49.6	50.4	—
不動産業	100.0	96.5	3.5	—	55.2	44.8	—
飲食店、宿泊業	100.0	94.3	3.5	2.2	60.0	36.4	3.6
医療、福祉	100.0	95.1	3.6	1.3	56.1	42.6	1.3
教育、学習支援業	100.0	90.4	9.6	—	50.8	49.2	—
複合サービス事業	100.0	91.3	7.1	1.6	46.5	51.9	1.6
サービス業	100.0	92.3	6.6	1.1	54.8	43.8	1.4
事業所規模							
500人以上	100.0	88.9	11.1	—	55.4	44.6	—
100～499人	100.0	92.5	7.4	0.1	46.5	53.5	0.1
30～99人	100.0	93.7	5.6	0.7	47.5	51.8	0.7
5～29人	100.0	93.9	4.1	2.0	56.3	41.6	2.1
労働組合の有無							
労働組合あり	100.0	88.6	10.3	1.0	45.5	53.4	1.1
労働組合なし	100.0	95.1	3.0	1.9	56.8	41.2	2.0

第4表 育児時間中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	有給				無給	不明
				全期間100%支給	その他		
総 数	100.0	36.1	(100.0)	(67.4)	(32.6)	61.5	2.4
産 業							
鉱業	100.0	35.3	(100.0)	(67.7)	(32.3)	56.7	7.9
建設業	100.0	37.9	(100.0)	(61.3)	(38.7)	58.7	3.4
製造業	100.0	29.9	(100.0)	(61.4)	(38.6)	68.2	1.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	73.1	(100.0)	(93.9)	(6.1)	26.9	—
情報通信業	100.0	37.4	(100.0)	(74.0)	(26.0)	62.6	—
運輸業	100.0	34.1	(100.0)	(74.6)	(25.4)	60.5	5.5
卸売・小売業	100.0	30.8	(100.0)	(61.0)	(39.0)	66.2	3.0
金融・保険業	100.0	70.2	(100.0)	(82.3)	(17.7)	29.8	—
不動産業	100.0	54.2	(100.0)	(86.3)	(13.7)	45.8	—
飲食店、宿泊業	100.0	27.9	(100.0)	(48.5)	(51.5)	70.2	1.9
医療、福祉	100.0	37.5	(100.0)	(76.5)	(23.5)	61.3	1.3
教育、学習支援業	100.0	58.1	(100.0)	(76.8)	(23.2)	40.2	1.6
複合サービス事業	100.0	48.4	(100.0)	(91.8)	(8.2)	50.0	1.6
サービス業	100.0	37.1	(100.0)	(68.4)	(31.6)	61.1	1.9
事業所規模							
500人以上	100.0	45.4	(100.0)	(84.3)	(15.7)	54.6	—
100～499人	100.0	34.0	(100.0)	(82.2)	(17.8)	65.5	0.5
30～99人	100.0	35.9	(100.0)	(75.0)	(25.0)	62.7	1.4
5～29人	100.0	36.2	(100.0)	(65.2)	(34.8)	61.1	2.6
労働組合の有無							
労働組合あり	100.0	48.2	(100.0)	(80.1)	(19.9)	50.6	1.2
労働組合なし	100.0	33.0	(100.0)	(62.7)	(37.3)	64.3	2.7

第5表 生理休暇中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	有給				無給	不明
				全期間100%支給	その他		
総 数	100.0	42.8	(100.0)	(70.0)	(30.0)	54.8	2.4
産 業							
鉱業	100.0	47.4	(100.0)	(68.5)	(31.5)	44.7	7.9
建設業	100.0	41.4	(100.0)	(64.0)	(36.0)	55.2	3.4
製造業	100.0	35.0	(100.0)	(63.8)	(36.2)	63.2	1.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	89.9	(100.0)	(87.8)	(12.2)	10.1	—
情報通信業	100.0	51.1	(100.0)	(70.5)	(29.5)	48.9	—
運輸業	100.0	42.0	(100.0)	(68.2)	(31.8)	52.7	5.3
卸売・小売業	100.0	38.4	(100.0)	(66.0)	(34.0)	58.4	3.2
金融・保険業	100.0	81.6	(100.0)	(83.7)	(16.3)	18.4	—
不動産業	100.0	55.3	(100.0)	(81.4)	(18.6)	44.7	—
飲食店、宿泊業	100.0	24.5	(100.0)	(48.5)	(51.5)	73.7	1.9
医療、福祉	100.0	45.1	(100.0)	(74.2)	(25.8)	53.6	1.3
教育、学習支援業	100.0	66.6	(100.0)	(79.3)	(20.7)	31.8	1.6
複合サービス事業	100.0	62.2	(100.0)	(83.8)	(16.2)	36.2	1.6
サービス業	100.0	46.8	(100.0)	(75.8)	(24.2)	51.2	1.9
事業所規模							
500人以上	100.0	63.6	(100.0)	(54.0)	(46.0)	36.1	0.3
100～499人	100.0	44.7	(100.0)	(66.5)	(33.5)	55.0	0.3
30～99人	100.0	44.8	(100.0)	(74.3)	(25.7)	54.1	1.0
5～29人	100.0	42.3	(100.0)	(69.5)	(30.5)	54.9	2.8
労働組合の有無							
労働組合あり	100.0	61.3	(100.0)	(72.5)	(27.5)	37.6	1.1
労働組合なし	100.0	38.1	(100.0)	(69.0)	(31.0)	59.2	2.7

第6表 休業日数別産前休業取得者割合、平均産前休業日数

(%)

	単体妊娠					多胎妊娠				
	産前休業 取得者計	42日以内	43～98日	99日以上	平均産前休 業日数 (日)	産前休業 取得者計	42日以内	43～98日	99日以上	平均産前休 業日数 (日)
総 数	100.0	72.2	26.0	1.8	42.1	100.0	11.9	68.4	19.7	61.9
産 業										
鉱業	100.0	84.7	15.3	0.0	33.6	—	—	—	—	—
建設業	100.0	76.2	23.8	0.0	40.9	100.0	0.0	100.0	0.0	85.0
製造業	100.0	73.1	25.2	1.7	40.4	100.0	32.2	64.0	3.8	61.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.3	21.7	0.0	38.2	100.0	0.0	100.0	0.0	81.8
情報通信業	100.0	61.7	38.3	0.0	43.3	100.0	100.0	0.0	0.0	41.0
運輸業	100.0	82.3	17.7	0.0	42.6	100.0	98.9	1.1	0.0	30.6
卸売・小売業	100.0	83.4	15.6	1.1	40.9	100.0	8.1	1.5	90.5	93.2
金融・保険業	100.0	65.9	34.1	0.0	43.6	100.0	0.0	100.0	0.0	70.0
不動産業	100.0	71.8	26.6	1.6	45.1	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
飲食店・宿泊業	100.0	70.2	3.9	25.8	55.8	100.0	0.0	100.0	0.0	90.0
医療・福祉	100.0	66.8	30.6	2.7	43.3	100.0	1.0	99.0	0.0	28.4
教育・学習支援業	100.0	48.4	51.6	0.0	42.2	100.0	0.0	100.0	0.0	65.3
複合サービス事業	100.0	66.0	34.0	0.0	39.5	100.0	0.0	100.0	0.0	86.8
サービス業	100.0	74.4	25.2	0.4	40.8	100.0	0.5	99.0	0.5	92.5
事業所規模										
500人以上	100.0	66.9	31.7	1.4	40.2	100.0	12.3	82.8	4.9	68.9
100～499人	100.0	72.4	26.6	1.0	39.9	100.0	16.6	83.4	0.0	64.1
30～99人	100.0	81.2	18.0	0.8	38.5	100.0	55.2	44.8	0.0	42.5
5～29人	100.0	67.3	29.2	3.5	47.4	100.0	0.0	68.1	31.9	71.5
労働組合の有無										
労働組合あり	100.0	70.5	27.6	1.9	41.4	100.0	9.9	90.1	0.0	63.6
労働組合なし	100.0	73.2	25.0	1.8	42.6	100.0	12.2	65.3	22.5	70.3

第7表 休業日数別産後休業取得者割合、平均産後休業日数

(%)

	単体妊娠					多胎妊娠				
	産後休業 取得者計	42～55日	56日	57日以上	平均産後休 業日数 (日)	産後休業 取得者計	42～55日	56日	57日以上	平均産後休 業日数 (日)
総 数	100.0	9.9	77.2	12.9	54.5	100.0	2.1	54.7	43.3	59.8
産 業										
鉱業	100.0	22.0	67.3	10.7	89.5	—	—	—	—	—
建設業	100.0	0.6	97.0	2.4	54.8	100.0	0.0	1.2	98.8	56.5
製造業	100.0	4.5	85.7	9.7	58.0	100.0	5.1	79.4	15.5	52.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.3	87.9	4.8	52.1	100.0	0.0	86.1	13.9	56.3
情報通信業	100.0	6.5	80.9	12.6	51.7	100.0	0.0	100.0	0.0	56.0
運輸業	100.0	4.5	49.8	45.8	37.4	100.0	0.0	1.1	98.9	151.9
卸売・小売業	100.0	31.6	59.0	9.4	49.5	100.0	0.0	100.0	0.0	5.5
金融・保険業	100.0	4.0	83.4	12.6	36.5	100.0	0.0	100.0	0.0	56.0
不動産業	100.0	18.9	76.2	4.9	45.8	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
飲食店、宿泊業	100.0	1.5	20.4	78.1	175.9	100.0	0.0	0.0	100.0	90.0
医療、福祉	100.0	3.6	83.4	13.0	55.1	100.0	0.0	94.0	6.0	29.5
教育、学習支援業	100.0	13.7	80.9	5.4	47.1	100.0	0.0	66.7	33.3	63.0
複合サービス事業	100.0	8.8	82.5	8.7	51.2	100.0	0.0	92.4	7.6	57.3
サービス業	100.0	9.3	82.4	8.3	55.0	100.0	25.2	74.8	0.0	54.5
事業所規模										
500人以上	100.0	2.8	92.0	5.2	49.2	100.0	0.7	96.0	3.3	46.6
100～499人	100.0	6.7	85.9	7.5	53.8	100.0	8.5	81.3	10.3	62.1
30～99人	100.0	2.8	76.9	20.2	47.1	100.0	0.0	6.9	93.1	122.6
5～29人	100.0	21.3	62.7	16.0	62.2	100.0	0.0	53.4	46.6	45.7
労働組合の有無										
労働組合あり	100.0	4.0	83.8	12.2	52.9	100.0	0.3	98.7	1.0	52.8
労働組合なし	100.0	13.9	72.8	13.3	55.6	100.0	2.4	46.0	51.5	61.2

第8表 産後休業終了後の配置状況別女性労働者割合

(%)

	産後休業 取得者計	産後休業終了後 職場復帰者	配置状況		
			原職	原職相当職	原職又は原職 相当職以外
総 数	100.0	9.5 (100.0)	(95.0)	(4.2)	(0.8)
産 業					
鉱業	100.0	25.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
建設業	100.0	22.6 (100.0)	(91.3)	(8.7)	(-)
製造業	100.0	9.5 (100.0)	(98.4)	(0.7)	(0.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.3 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
情報通信業	100.0	0.1 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
運輸業	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)
卸売・小売業	100.0	10.3 (100.0)	(97.4)	(2.6)	(-)
金融・保険業	100.0	11.4 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
不動産業	100.0	3.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
飲食店、宿泊業	100.0	2.6 (100.0)	(98.4)	(-)	(1.6)
医療、福祉	100.0	9.6 (100.0)	(92.1)	(6.0)	(1.9)
教育、学習支援業	100.0	8.4 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
複合サービス事業	100.0	21.1 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
サービス業	100.0	3.6 (100.0)	(92.8)	(4.9)	(2.3)
事業所規模					
500人以上	100.0	2.6 (100.0)	(96.7)	(1.2)	(2.0)
100～499人	100.0	5.1 (100.0)	(92.7)	(3.2)	(4.1)
30～99人	100.0	10.2 (100.0)	(83.4)	(16.6)	(-)
5～29人	100.0	16.1 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
労働組合の有無					
労働組合あり	100.0	5.5 (100.0)	(88.3)	(11.3)	(0.4)
労働組合なし	100.0	12.0 (100.0)	(96.9)	(2.1)	(0.9)

第9表 産後休業終了後職場復帰者の配置状況別事業所割合

(%)

	事業所計	産後休業終了後職場復帰者あり事業所	配置状況（複数回答）			「原職相当職」又は「原職又は原職相当職以外」配置者あり事業所計	全員、本人の希望による	本人の希望でなかった者もいた	本人の希望でなかった場合の理由（複数回答）					
			「原職」配置者あり事業所	「原職相当職」配置者あり事業所	「原職又は原職相当職以外」配置者あり事業所				ポストが廃止された	すでに代替要員が補充されていた	通常の人事異動の環境	その他	不明	
総数	100.0	11.8 (100.0)	(93.7)	(5.4)	(1.0)	100.0	75.8	12.0	(100.0)	(-)	(90.9)	(11.5)	(-)	12.2
産業														
鉱業	100.0	26.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
建設業	100.0	29.2 (100.0)	(91.2)	(8.8)	(-)	* 100.0	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
製造業	100.0	11.8 (100.0)	(98.7)	(1.0)	(0.7)	100.0	75.8	24.2	* (100.0)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.5 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
情報通信業	100.0	0.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
運輸業	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
卸売・小売業	100.0	11.5 (100.0)	(96.2)	(3.8)	(-)	* 100.0	-	100.0	* (100.0)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	-
金融・保険業	100.0	18.4 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
不動産業	100.0	2.2 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
飲食店、宿泊業	100.0	2.3 (100.0)	(98.4)	(-)	(1.6)	* 100.0	-	100.0	* (100.0)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	-
医療、福祉	100.0	14.7 (100.0)	(87.9)	(9.2)	(2.9)	* 100.0	75.8	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	24.2
教育、学習支援業	100.0	6.3 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
複合サービス事業	100.0	21.7 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
サービス業	100.0	4.2 (100.0)	(94.3)	(5.1)	(1.3)	100.0	94.1	5.9	* (100.0)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	-
事業所規模														
500人以上	100.0	10.6 (100.0)	(97.2)	(2.3)	(1.3)	100.0	63.7	36.3	* (100.0)	(-)	(64.1)	(100.0)	(-)	-
100～499人	100.0	10.0 (100.0)	(90.2)	(4.6)	(5.6)	100.0	10.7	43.4	* (100.0)	(-)	(91.9)	(8.1)	(-)	45.9
30～99人	100.0	11.8 (100.0)	(82.6)	(17.4)	(-)	100.0	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
5～29人	100.0	12.5 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
労働組合の有無														
労働組合あり	100.0	9.5 (100.0)	(87.6)	(12.2)	(0.2)	100.0	79.1	20.9	* (100.0)	(-)	(100.0)	(2.7)	(-)	-
労働組合なし	100.0	12.9 (100.0)	(96.0)	(2.9)	(1.2)	100.0	72.1	2.3	* (100.0)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	25.6

第10表 育児時間請求者の有無別事業所割合

(%)

	出産後も引き続き勤務している女性労働者のいた事業所計	請求者あり	請求者なし	不明
総 数	[9.7] 100.0	18.5	81.4	0.1
産 業				
鉱業	[2.7] 100.0	20.6	79.4	—
建設業	[7.0] 100.0	15.9	84.0	0.0
製造業	[9.5] 100.0	23.7	76.1	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[25.3] 100.0	28.5	71.2	0.3
情報通信業	[12.7] 100.0	20.5	79.5	—
運輸業	[9.5] 100.0	9.9	90.1	—
卸売・小売業	[5.8] 100.0	23.3	76.7	—
金融・保険業	[11.9] 100.0	4.5	95.1	0.4
不動産業	[9.2] 100.0	29.3	70.7	—
飲食店、宿泊業	[5.0] 100.0	28.4	71.6	—
医療、福祉	[30.4] 100.0	14.4	85.6	—
教育、学習支援業	[13.5] 100.0	25.2	74.8	—
複合サービス事業	[15.8] 100.0	7.5	92.5	—
サービス業	[9.0] 100.0	19.0	81.0	—
事業所規模				
500人以上	[83.4] 100.0	36.2	63.6	0.2
100～499人	[49.0] 100.0	25.6	74.2	0.2
30～99人	[17.2] 100.0	20.2	79.8	—
5～29人	[6.1] 100.0	13.9	86.1	—
労働組合の有無				
労働組合あり	[15.8] 100.0	20.6	79.2	0.2
労働組合なし	[8.1] 100.0	17.5	82.5	—

注：〔 〕は、全事業所のうち、出産後も引き続き勤務している女性労働者のいた事業所割合である。

第11表 生理休暇請求者の有無別事業所割合

(%)

	女性労働者のいる事業所計		請求者あり	請求者なし	不明
総 数	[96.1]	100.0	5.4	94.2	0.4
産 業					
鉱業	[87.3]	100.0	1.9	92.3	5.8
建設業	[94.4]	100.0	4.2	95.8	0.0
製造業	[97.0]	100.0	5.8	93.6	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[74.7]	100.0	19.2	76.7	4.0
情報通信業	[88.1]	100.0	19.2	80.8	0.0
運輸業	[80.1]	100.0	7.8	92.2	0.0
卸売・小売業	[98.7]	100.0	2.3	96.9	0.8
金融・保険業	[100.0]	100.0	8.7	89.5	1.7
不動産業	[93.2]	100.0	6.5	93.4	0.1
飲食店、宿泊業	[96.8]	100.0	5.1	94.4	0.4
医療、福祉	[98.6]	100.0	8.8	91.2	—
教育、学習支援業	[100.0]	100.0	6.8	93.2	0.0
複合サービス事業	[100.0]	100.0	6.6	93.4	—
サービス業	[94.8]	100.0	6.1	93.9	0.0
事業所規模					
500人以上	[99.8]	100.0	44.5	53.9	1.6
100～499人	[99.2]	100.0	19.9	79.8	0.3
30～99人	[99.4]	100.0	7.5	92.3	0.2
5～29人	[95.2]	100.0	4.0	95.5	0.5
労働組合の有無					
労働組合あり	[94.3]	100.0	11.7	87.7	0.7
労働組合なし	[96.5]	100.0	3.8	95.9	0.4

注：〔 〕は、全事業所のうち、女性労働者のいる事業所割合である。

第12表 妊産婦の通院休暇の規定の有無、内容別事業所割合

(%)

	事業所計	規定あり	規定の内容						規定なし	不明
			1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他	不明		
総 数	100.0	30.6 (100.0)	(18.1)	(4.6)	(17.2)	(55.8)	(3.9)	(0.4)	69.0	0.4
産 業										
飲業	100.0	32.2 (100.0)	(4.0)	(-)	(3.4)	(84.6)	(7.9)	(-)	62.7	5.1
建設業	100.0	21.3 (100.0)	(17.9)	(4.9)	(6.5)	(70.5)	(0.1)	(-)	78.7	-
製造業	100.0	23.2 (100.0)	(19.8)	(4.1)	(17.2)	(55.8)	(3.0)	(-)	76.4	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.3 (100.0)	(12.9)	(6.7)	(20.6)	(58.5)	(1.3)	(-)	21.7	-
情報通信業	100.0	37.4 (100.0)	(14.4)	(8.2)	(20.9)	(55.2)	(1.3)	(-)	62.6	-
運輸業	100.0	35.5 (100.0)	(27.0)	(6.6)	(8.0)	(56.6)	(-)	(1.8)	62.6	1.9
卸売・小売業	100.0	28.9 (100.0)	(13.5)	(2.4)	(23.3)	(56.3)	(4.5)	(-)	70.5	0.6
金融・保険業	100.0	73.0 (100.0)	(25.6)	(2.4)	(20.6)	(49.0)	(0.1)	(2.3)	27.0	-
不動産業	100.0	44.3 (100.0)	(28.6)	(0.1)	(28.3)	(43.0)	(-)	(-)	55.7	-
飲食店、宿泊業	100.0	23.4 (100.0)	(18.8)	(7.5)	(11.5)	(52.6)	(7.7)	(1.8)	76.2	0.4
医療、福祉	100.0	29.2 (100.0)	(17.7)	(11.0)	(16.4)	(49.2)	(5.7)	(-)	70.8	-
教育、学習支援業	100.0	30.6 (100.0)	(12.0)	(1.2)	(11.5)	(64.6)	(10.8)	(-)	69.4	-
複合サービス事業	100.0	60.0 (100.0)	(1.5)	(5.7)	(28.9)	(53.5)	(10.6)	(-)	38.4	1.6
サービス業	100.0	32.8 (100.0)	(19.7)	(6.0)	(12.4)	(55.7)	(6.2)	(0.0)	67.1	0.1
事業所規模										
500人以上	100.0	75.7 (100.0)	(26.5)	(7.9)	(25.5)	(37.9)	(2.2)	(-)	24.3	-
100～499人	100.0	50.1 (100.0)	(21.2)	(4.5)	(26.5)	(44.8)	(2.9)	(-)	49.7	0.2
30～99人	100.0	37.0 (100.0)	(20.1)	(6.6)	(19.6)	(50.0)	(3.1)	(0.6)	63.0	-
5～29人	100.0	28.3 (100.0)	(17.2)	(4.1)	(15.7)	(58.4)	(4.3)	(0.4)	71.2	0.5
労働組合の有無										
労働組合あり	100.0	58.2 (100.0)	(18.2)	(3.5)	(25.0)	(48.3)	(4.3)	(0.6)	41.6	0.2
労働組合なし	100.0	23.5 (100.0)	(18.0)	(5.3)	(12.2)	(60.5)	(3.7)	(0.3)	76.0	0.5

第13表 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無、内容別事業所割合

(%)															
	事業 所計	規定あり		規定の内容（複数回答）									規定なし	不明	
				時差通勤	勤務時間の 短縮	1日の短縮時間					通勤手段や 通勤経路の 変更	その他			不明
						30分以内	30分を 超え60 分以内	60分を 超える	必要とされ る時間	不明					
総 数	100.0	29.2	(100.0)	(65.3)	(82.0)						(11.7)	(11.7)	(0.0)	70.4	0.4
					(100.0)	(4.3)	(42.8)	(8.3)	(44.1)	(0.5)					
産 業															
鉱業	100.0	24.4	(100.0)	(62.7)	(64.7)						(1.2)	(36.6)	(-)	70.5	5.1
					(100.0)	(-)	(69.1)	(1.6)	(29.3)	(-)					
建設業	100.0	22.3	(100.0)	(62.2)	(91.2)						(12.2)	(13.7)	(-)	77.7	-
					(100.0)	(3.9)	(40.3)	(7.4)	(48.3)	(-)					
製造業	100.0	20.6	(100.0)	(66.7)	(79.5)						(13.3)	(11.8)	(-)	79.0	0.4
					(100.0)	(2.4)	(42.8)	(10.8)	(43.9)	(0.1)					
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.2	(100.0)	(76.0)	(87.8)						(9.8)	(6.7)	(-)	15.8	-
					(100.0)	(-)	(33.7)	(39.2)	(27.1)	(-)					
情報通信業	100.0	42.4	(100.0)	(61.9)	(83.0)						(24.5)	(7.5)	(-)	57.6	-
					(100.0)	(8.6)	(30.6)	(11.1)	(49.7)	(-)					
運輸業	100.0	31.2	(100.0)	(71.9)	(80.9)						(12.5)	(0.5)	(-)	67.1	1.7
					(100.0)	(0.0)	(34.6)	(7.5)	(57.9)	(-)					
卸売・小売業	100.0	26.9	(100.0)	(60.9)	(78.4)						(11.9)	(16.5)	(-)	72.4	0.6
					(100.0)	(2.3)	(38.5)	(5.3)	(53.9)	(-)					
金融・保険業	100.0	73.9	(100.0)	(74.4)	(82.3)						(13.4)	(9.0)	(0.0)	26.1	-
					(100.0)	(14.4)	(51.3)	(14.8)	(19.6)	(-)					
不動産業	100.0	42.9	(100.0)	(48.9)	(81.8)						(6.4)	(11.7)	(-)	57.1	-
					(100.0)	(6.5)	(51.2)	(13.2)	(22.6)	(6.5)					
飲食店、宿泊業	100.0	19.6	(100.0)	(79.8)	(75.7)						(9.3)	(6.8)	(-)	79.9	0.4
					(100.0)	(-)	(39.5)	(6.7)	(44.6)	(9.2)					
医療、福祉	100.0	24.8	(100.0)	(61.8)	(91.0)						(19.9)	(8.5)	(-)	75.2	-
					(100.0)	(5.7)	(49.4)	(1.8)	(43.1)	(-)					
教育、学習支援業	100.0	30.6	(100.0)	(59.8)	(74.9)						(1.9)	(28.1)	(-)	69.4	-
					(100.0)	(3.1)	(28.6)	(5.1)	(63.3)	(-)					
複合サービス事業	100.0	51.5	(100.0)	(48.6)	(83.2)						(0.8)	(17.7)	(-)	46.9	1.6
					(100.0)	(7.4)	(54.3)	(4.6)	(33.6)	(-)					
サービス業	100.0	34.0	(100.0)	(68.3)	(84.1)						(8.8)	(8.0)	(-)	65.9	0.1
					(100.0)	(3.1)	(48.2)	(9.4)	(39.3)	(-)					
事業所規模															
500人以上	100.0	69.3	(100.0)	(67.6)	(79.8)						(23.9)	(16.1)	(0.2)	30.7	-
					(100.0)	(4.8)	(33.3)	(24.4)	(37.5)	(-)					
100～499人	100.0	47.4	(100.0)	(68.0)	(79.6)						(19.3)	(11.9)	(-)	52.6	-
					(100.0)	(2.7)	(42.2)	(14.6)	(40.4)	(0.1)					
30～99人	100.0	33.7	(100.0)	(67.3)	(81.8)						(12.0)	(10.9)	(-)	66.3	-
					(100.0)	(3.2)	(47.2)	(12.5)	(37.1)	(-)					
5～29人	100.0	27.3	(100.0)	(64.6)	(82.3)						(10.9)	(11.9)	(-)	72.2	0.5
					(100.0)	(4.7)	(41.9)	(6.6)	(46.1)	(0.7)					
労働組合の有無															
労働組合あり	100.0	54.7	(100.0)	(64.2)	(81.6)						(13.0)	(10.7)	(0.0)	45.2	0.1
					(100.0)	(8.6)	(41.5)	(13.5)	(36.3)	(0.0)					
労働組合なし	100.0	22.7	(100.0)	(66.0)	(82.3)						(11.0)	(12.3)	(-)	76.9	0.5
					(100.0)	(1.7)	(43.6)	(5.0)	(48.8)	(0.8)					

第14表 妊娠中の休憩に関する措置の規定の有無、内容別事業所割合

(%)

	事業 所計	規定あり		規定の内容（複数回答）					規定なし	不明
				休憩時間の 延長	休憩回数の 増加	休憩時間帯 の変更	必要に応じ た休憩	不明		
総 数	100.0	25.0	(100.0)	(41.9)	(40.6)	(13.6)	(65.9)	(0.0)	74.4	0.6
産 業										
鉱業	100.0	23.7	(100.0)	(72.6)	(66.9)	(1.8)	(39.5)	(-)	71.2	5.1
建設業	100.0	22.2	(100.0)	(25.5)	(20.0)	(5.2)	(73.9)	(-)	77.8	-
製造業	100.0	18.0	(100.0)	(40.4)	(38.6)	(8.8)	(67.3)	(0.2)	81.5	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	73.9	(100.0)	(62.6)	(65.5)	(15.0)	(70.8)	(-)	26.1	-
情報通信業	100.0	28.1	(100.0)	(62.2)	(60.0)	(19.5)	(64.9)	(-)	71.9	-
運輸業	100.0	27.0	(100.0)	(23.8)	(26.1)	(14.0)	(78.5)	(-)	69.4	3.6
卸売・小売業	100.0	22.5	(100.0)	(48.3)	(45.3)	(22.6)	(64.7)	(0.1)	76.8	0.6
金融・保険業	100.0	63.7	(100.0)	(49.9)	(50.0)	(6.7)	(49.7)	(-)	36.3	-
不動産業	100.0	40.2	(100.0)	(42.2)	(48.2)	(18.7)	(68.8)	(-)	59.8	-
飲食店、宿泊業	100.0	20.3	(100.0)	(53.6)	(51.3)	(16.5)	(64.2)	(-)	79.2	0.4
医療、福祉	100.0	21.7	(100.0)	(45.6)	(40.0)	(11.6)	(69.4)	(-)	77.7	0.5
教育、学習支援業	100.0	21.7	(100.0)	(24.0)	(16.2)	(1.2)	(83.5)	(-)	76.7	1.6
複合サービス事業	100.0	54.9	(100.0)	(35.2)	(28.2)	(6.3)	(71.0)	(-)	43.6	1.6
サービス業	100.0	26.2	(100.0)	(38.7)	(44.5)	(13.6)	(62.8)	(0.0)	73.6	0.1
事業所規模										
500人以上	100.0	58.3	(100.0)	(56.3)	(55.9)	(21.8)	(56.8)	(-)	41.4	0.3
100～499人	100.0	37.9	(100.0)	(51.1)	(48.3)	(20.7)	(60.4)	(0.6)	61.6	0.5
30～99人	100.0	27.2	(100.0)	(47.3)	(45.7)	(16.0)	(61.3)	(-)	72.6	0.2
5～29人	100.0	23.9	(100.0)	(39.9)	(38.8)	(12.4)	(67.3)	(0.0)	75.4	0.7
労働組合の有無										
労働組合あり	100.0	44.7	(100.0)	(43.8)	(43.0)	(17.2)	(63.3)	(0.1)	54.7	0.5
労働組合なし	100.0	20.0	(100.0)	(40.8)	(39.3)	(11.5)	(67.3)	(0.0)	79.4	0.6

第15表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の規定の有無、内容別事業所割合

	事業所計	規定あり	規定の内容（複数回答）										その他	不明	規定なし	不明	（％）				
			作業の制限	勤務時間の短縮	1日の勤務時間			休業	休業日数												
					30分以内	30分を超え60分以内	60分を超える		木曜	必要とされる時間	1～7日	8～14日						15～21日	22日以上	必要とされる日数	不明
総 数	100.0	32.9	(100.0)	(60.6)	(81.9)	(2.5)	(22.4)	(11.5)	(63.1)	(0.5)	(64.4)	(100.0)	(2.5)	(1.7)	(1.7)	(5.7)	(87.8)	(0.6)	66.6	0.5	
産 業	鉱業	100.0	32.7	(100.0)	(80.3)	()	(42.1)	(2.1)	(55.7)	()	(70.0)	(100.0)	()	()	()	(22.3)	(77.7)	()	62.2	5.1	
	建設業	100.0	23.0	(100.0)	(80.8)	(1.1)	(15.7)	(7.7)	(75.5)	()	(53.4)	(100.0)	(3.3)	(0.4)	()	(0.2)	(96.1)	()	77.0	-	
	製造業	100.0	24.3	(100.0)	(77.8)	(1.9)	(25.3)	(13.4)	(58.9)	(0.3)	(65.4)	(100.0)	(6.2)	(3.1)	(2.1)	(8.4)	(79.8)	(0.3)	75.2	0.5	
	卸・小売・飲食・宿泊業	100.0	86.9	(100.0)	(95.8)	()	(15.6)	(14.1)	(70.3)	()	(80.7)	(100.0)	()	(0.9)	(2.1)	(19.0)	(78.1)	()	13.1	-	
	情報通信業	100.0	45.5	(100.0)	(83.4)	(4.8)	(17.4)	(9.1)	(68.7)	()	(52.7)	(100.0)	(0.8)	(0.8)	(0.9)	(7.0)	(90.6)	()	54.5		
	運輸業	100.0	31.2	(100.0)	(90.3)	(100.0)	(0.0)	(15.5)	(16.0)	(66.2)	(2.2)	(53.7)	(100.0)	()	(0.9)	()	(0.9)	(94.5)	(3.8)	65.3	3.5
	卸売・小売業	100.0	33.2	(100.0)	(79.6)	(2.9)	(17.3)	(11.9)	(67.4)	(0.4)	(63.2)	(100.0)	(3.0)	(1.6)	(3.0)	(7.1)	(81.7)	(0.5)	66.1	0.6	
	金融・保険業	100.0	72.1	(100.0)	(85.2)	(100.0)	(2.7)	(44.8)	(11.8)	(40.7)	()	(76.9)	(100.0)	()	()	()	(1.2)	(98.8)	()	27.9	
	不動産業	100.0	41.6	(100.0)	(74.6)	(100.0)	(7.5)	(19.1)	(15.0)	(51.0)	(7.4)	(60.4)	(100.0)	(9.1)	(9.9)	()	(0.6)	(71.3)	(9.1)	58.4	0.1
	医療・福祉	100.0	24.7	(100.0)	(61.2)	(76.0)	(4.6)	(27.4)	(7.6)	(58.1)	(2.3)	(69.7)	(100.0)	(0.7)	(0.5)	()	(13.1)	(83.2)	(2.5)	74.9	0.4
事業所規模	500人以上	100.0	33.6	(100.0)	(85.2)	(100.0)	(1.0)	(21.2)	(8.3)	(69.6)	()	(65.4)	(100.0)	()	()	()	(4.4)	(95.6)	()	65.4	-
	100～499人	100.0	36.9	(100.0)	(76.8)	(0.0)	(12.4)	(14.5)	(73.0)	()	(65.3)	(100.0)	()	(0.3)	(6.7)	(7.2)	(85.8)	()	63.1		
	30～99人	100.0	67.3	(100.0)	(89.4)	(0.4)	(32.6)	(0.8)	(46.3)	()	(69.9)	(100.0)	(0.6)	(4.2)	(0.1)	(3.3)	(91.7)	()	31.2	1.6	
	5～29人	100.0	33.8	(100.0)	(85.6)	(3.6)	(22.2)	(13.6)	(60.4)	(0.2)	(65.9)	(100.0)	(3.4)	(3.2)	(2.3)	(5.6)	(85.4)	(0.2)	66.2	0.1	
	労働組合の有無																				
	労働組合あり	100.0	78.0	(100.0)	(84.5)	(1.8)	(18.2)	(21.7)	(58.3)	()	(73.1)	(100.0)	(2.2)	(3.2)	(2.3)	(5.9)	(86.4)	()	22.0	-	
	労働組合なし	100.0	54.3	(100.0)	(82.6)	(2.2)	(20.0)	(17.2)	(60.2)	(0.4)	(49.1)	(100.0)	(2.0)	(3.3)	(2.3)	(7.4)	(85.0)	()	45.5	0.1	
	労働組合あり	100.0	40.9	(100.0)	(77.3)	(3.8)	(22.6)	(13.5)	(58.7)	(1.5)	(62.9)	(100.0)	(3.6)	(1.5)	(2.1)	(9.2)	(81.7)	(1.9)	59.1	0.0	
	労働組合なし	100.0	30.2	(100.0)	(83.1)	(2.2)	(22.6)	(10.4)	(64.5)	(0.3)	(64.3)	(100.0)	(2.3)	(1.6)	(1.6)	(4.6)	(89.6)	(0.4)	69.2	0.6	
	労働組合の有無																				
労働組合あり	100.0	59.7	(100.0)	(83.8)	(3.7)	(20.4)	(17.9)	(58.0)	()	(65.9)	(100.0)	(2.0)	(1.3)	(1.7)	(7.3)	(87.7)	()	40.1	0.1		
労働組合なし	100.0	26.1	(100.0)	(80.8)	(1.8)	(23.6)	(7.6)	(46.2)	(0.8)	(63.5)	(100.0)	(2.8)	(1.9)	(1.7)	(4.7)	(87.8)	(1.0)	73.4	0.6		

第16表 母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合

(1)妊産婦の通院休暇、妊娠中の通院緩和																(%)	
	事業所計	妊産婦の通院休暇										妊娠中の通院緩和				不明	
		書類必要	利用申請に必要な書類（施設回答）					書類不要 （11例）	不明	利用申請に必要な書類（施設回答）				書類不要 （11例）			
			母性健康 管理指導 事項連絡	事業所 所定の 申請書	医師の 診断書	母子健康 手帳の 写し	その他			母性健康 管理指導 事項連絡	事業所 所定の 申請書	医師の 診断書	母子健康 手帳の 写し		その他		
総 数	100.0	65.5	27.4	26.6	20.0	15.9	6.1	31.3	3.1	61.1	28.2	22.3	17.5	12.5	6.3	35.9	3.1
産 業	100.0	61.8	21.3	32.6	18.1	15.0	6.0	28.0	10.2	55.4	18.4	26.8	20.0	9.3	6.2	34.5	10.2
	100.0	51.3	20.1	17.5	15.0	11.5	6.9	43.9	4.8	51.9	21.3	18.5	13.9	7.4	6.2	44.1	4.0
	100.0	60.6	25.2	23.1	20.7	13.9	5.0	36.9	2.6	55.9	25.6	16.8	18.9	10.8	6.3	41.5	2.6
	100.0	79.0	39.0	49.1	15.1	9.3	10.5	21.0	—	95.8	80.9	39.8	24.1	7.9	2.3	4.2	—
	100.0	68.9	34.5	34.1	19.2	9.7	5.6	31.1	—	62.7	28.2	31.1	19.5	9.7	6.8	37.3	—
	100.0	68.0	28.8	22.4	16.2	14.8	7.8	23.2	8.8	66.0	30.5	16.3	17.4	12.2	9.1	25.2	8.8
	100.0	64.8	25.7	24.0	19.3	16.0	5.2	32.1	3.0	59.3	26.2	19.6	16.8	12.3	4.7	37.4	3.4
	100.0	89.7	40.6	54.6	27.3	22.5	8.6	8.6	* 1.7	86.2	52.8	37.9	26.1	18.0	8.8	13.8	—
	100.0	71.0	37.6	35.8	17.9	20.0	5.1	29.0	* 0.0	63.8	39.6	28.5	19.9	14.5	2.9	36.2	* 0.0
	100.0	61.3	26.6	28.7	17.7	14.1	7.3	37.0	1.7	58.9	24.9	27.7	15.4	12.0	7.4	39.3	1.8
	100.0	74.4	34.4	24.7	31.6	20.5	3.5	24.3	* 1.3	64.1	35.3	23.0	22.6	14.6	4.0	34.5	* 1.4
	100.0	73.0	37.5	34.7	21.5	14.9	4.6	23.8	* 3.2	62.0	32.5	25.4	17.9	14.9	6.3	34.8	* 3.2
	100.0	86.1	39.6	55.3	28.7	13.8	8.3	10.8	3.2	81.8	37.9	49.4	17.8	15.1	8.4	15.1	* 3.1
	100.0	68.1	25.9	29.2	18.3	19.3	8.1	28.7	3.2	64.3	26.7	25.6	15.3	16.2	8.7	32.6	3.2
事業所規模	100.0	88.2	42.4	47.1	25.8	20.9	7.1	11.4	0.3	87.5	49.1	39.5	27.0	14.9	8.5	12.2	0.3
	100.0	84.3	36.4	42.6	25.7	16.1	7.4	15.0	0.7	80.5	39.3	37.1	23.5	13.5	7.1	18.5	1.0
	100.0	75.9	30.6	36.6	25.7	20.7	3.4	23.3	0.8	70.0	31.3	30.2	20.7	16.7	4.2	29.2	0.8
	100.0	62.5	26.3	23.9	18.6	15.0	6.6	33.8	3.7	58.3	27.0	20.0	16.5	11.7	6.7	38.1	3.6
労働組合の有無	100.0	84.4	35.6	44.1	22.9	17.5	5.6	13.8	1.8	80.5	39.3	36.3	20.7	15.6	6.1	18.1	1.5
	100.0	60.7	25.3	22.2	19.2	15.5	6.3	35.8	3.5	56.1	25.4	18.7	16.6	11.8	6.4	40.4	3.5

第17表 母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合

(2)妊娠中の休憩、妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（作業の制限）																				(%)
	事業所計	妊娠中の休憩										作業の制限								不明
		書類必要	利用申請に必要な書類（複数回答）				書類不要 （11票）	不明	書類必要	利用申請に必要な書類（複数回答）				書類不要 （11票）	不明					
			母性健康 管理指導 事項連絡	事業所 所定の 申請書	医師の 診断書	母子健康 手帳の 写し				その他	母性健康 管理指導 事項連絡	事業所 所定の 申請書	医師の 診断書			母子健康 手帳の 写し	その他			
総 数	100.0	56.2	27.2	18.7	15.3	10.9	5.9	40.8	3.0	62.0	30.0	19.7	21.0	10.4	6.6	34.8	3.1			
産 業	鉱業	100.0	55.1	18.4	27.1	17.5	9.0	6.0	34.7	10.2	50.4	21.5	21.5	18.1	9.3	5.8	39.4	10.2		
	建設業	100.0	50.3	21.8	15.1	11.5	7.4	6.0	45.7	4.0	54.5	23.3	14.1	16.2	6.7	6.8	41.2	4.2		
	製造業	100.0	51.9	24.6	14.6	16.4	9.7	6.1	45.6	2.6	56.7	27.3	14.4	22.7	9.1	6.2	40.7	2.6		
	電気・ガス・熱の給・水道業	100.0	89.2	78.4	28.3	24.8	5.9	1.7	10.8	—	93.9	79.4	33.5	29.9	4.9	0.8	6.1	—		
	情報通信業	100.0	55.8	28.0	29.6	15.5	7.5	4.7	44.2	—	61.7	29.9	27.7	21.5	9.4	7.1	37.3	* 1.0		
	運輸業	100.0	59.7	28.5	12.0	16.7	12.2	9.1	31.5	8.8	68.5	33.4	13.7	23.5	10.0	9.2	22.7	8.8		
	卸売・小売業	100.0	54.1	24.6	17.2	14.3	10.6	4.5	42.9	3.0	60.9	28.0	19.3	20.5	10.8	5.2	35.8	3.4		
	金融・保険業	100.0	72.0	43.6	28.7	21.0	11.2	5.9	28.0	—	83.2	52.5	33.8	24.5	14.6	8.5	16.5	* 0.3		
	不動産業	100.0	63.0	39.5	27.4	21.2	14.4	3.1	37.0	* 0.0	70.8	42.5	32.2	27.2	14.4	5.1	29.2	* 0.0		
	飲食店、宿泊業	100.0	53.4	23.5	21.3	14.9	9.4	7.4	44.8	1.8	59.4	25.7	24.9	15.4	9.0	7.8	38.8	1.8		
	医療、福祉	100.0	64.2	38.3	21.4	21.5	12.6	3.3	34.4	* 1.4	64.0	36.0	18.0	30.1	12.5	3.0	34.6	* 1.4		
	教育、学習支援業	100.0	60.7	32.3	24.2	15.4	14.6	6.2	36.0	* 3.2	69.8	35.4	29.2	25.6	14.5	5.3	26.9	* 3.2		
	複合サービス事業	100.0	67.9	37.9	33.2	15.7	14.7	5.3	28.9	* 3.1	82.1	47.3	37.4	26.7	11.8	8.4	14.8	* 3.1		
	サービス業	100.0	57.8	26.0	19.1	13.1	13.9	8.2	39.0	3.2	62.7	28.7	20.3	17.8	11.5	9.7	34.0	3.3		
事業所規模	500人以上	100.0	77.4	46.0	31.3	23.1	12.7	8.3	22.6	* 0.1	85.2	51.2	30.4	33.8	14.3	7.2	14.6	0.3		
	100～499人	100.0	70.9	37.0	28.4	22.0	12.3	6.1	28.2	1.0	78.1	41.4	30.6	30.4	11.0	5.5	20.9	1.0		
	30～99人	100.0	62.0	29.1	24.9	19.0	14.1	4.1	37.2	0.8	68.6	32.4	25.6	26.3	13.9	4.1	30.2	1.2		
	5～29人	100.0	54.3	26.3	17.0	14.3	10.2	6.2	42.2	3.5	59.9	28.9	18.0	19.5	9.7	7.2	36.4	3.6		
労働組合の有無	労働組合あり	100.0	69.2	36.3	29.3	18.1	11.7	4.8	29.2	1.6	79.1	42.0	30.5	25.1	10.7	7.1	19.2	1.7		
	労働組合なし	100.0	52.9	24.9	16.0	14.6	10.7	6.2	43.8	3.3	57.7	27.0	16.9	19.9	10.4	6.5	38.8	3.5		

第18表 母性健康管理制度の利用申請に必要な書類別事業所割合

(3)妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（勤務時間の短縮、休業）																			(%)	
	事業所計	勤務時間の短縮										休業								
		書類必要	利用申請に必要な書類（複数回答）			書類不備 （11項）	不明	書類必要	利用申請に必要な書類（複数回答）			書類不備 （11項）	不明							
			母性健康 管理指導 申請書	事業所 所定の 申請書	医師の 診断書				母子健康 手帳の 写し	その他	母性健康 管理指導 申請書			事業所 所定の 申請書	医師の 診断書	母子健康 手帳の 写し	その他			
総 数	100.0	64.9	29.5	23.8	20.8	10.7	6.5	31.9	3.2	69.9	30.3	27.1	28.6	11.1	6.2	27.1	3.0			
産 業	鉱業	100.0	56.2	24.0	27.4	20.6	9.6	6.1	33.6	10.2	64.3	23.9	32.8	24.1	12.1	6.0	25.5	10.2		
	建設業	100.0	58.2	22.8	18.8	17.2	6.9	6.2	37.8	4.0	66.9	26.1	21.1	24.1	7.7	7.0	29.1	4.0		
	製造業	100.0	59.8	27.2	19.2	22.4	9.1	6.0	37.7	2.6	65.1	26.5	24.3	29.8	9.5	5.1	32.3	2.6		
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.9	81.9	42.0	27.6	7.2	2.0	2.1	—	99.4	79.0	43.6	36.0	6.4	1.2	* 0.6	—		
	情報通信業	100.0	69.4	31.1	34.9	24.7	10.4	6.4	30.6	—	75.9	29.0	39.2	36.0	11.1	6.0	24.1	—		
	運輸業	100.0	71.6	33.6	18.0	18.5	9.4	10.8	19.6	8.8	74.4	31.2	22.1	19.9	9.4	9.1	16.8	8.8		
	卸売・小売業	100.0	63.0	26.3	22.6	20.7	11.1	5.4	33.3	3.7	66.8	28.4	25.6	27.6	11.2	4.7	29.8	3.4		
	金融・保険業	100.0	85.0	53.5	36.2	24.5	14.6	6.8	13.4	* 1.7	93.8	55.2	43.8	40.9	18.0	3.4	6.2	—		
	不動産業	100.0	73.5	42.5	35.4	25.0	14.4	5.1	26.4	* 0.1	76.0	40.2	38.2	26.2	14.6	9.6	24.0	* 0.1		
	飲食店、宿泊業	100.0	60.0	25.8	25.9	15.2	8.5	7.8	38.2	1.8	61.0	24.8	27.8	18.1	9.8	9.2	37.2	1.8		
	医療、福祉	100.0	67.1	35.6	21.5	28.3	13.8	3.7	31.6	* 1.3	76.2	36.2	24.2	46.1	10.8	5.0	22.5	* 1.3		
	教育、学習支援業	100.0	74.4	37.4	33.9	24.0	13.6	5.2	22.4	* 3.2	76.8	37.3	37.0	34.9	13.9	2.5	20.0	* 3.2		
	複合サービス事業	100.0	89.0	48.7	46.7	28.3	11.8	6.5	7.9	* 3.1	89.8	48.1	47.2	35.7	13.4	8.3	7.1	* 3.1		
	サービス業	100.0	65.5	28.0	26.1	18.6	12.3	9.0	31.3	3.2	70.4	28.3	28.6	26.0	13.4	8.7	27.0	2.6		
事業所規模	500人以上	100.0	91.9	51.9	42.6	33.6	15.2	6.3	7.5	0.6	94.3	50.4	46.2	46.3	16.0	5.5	5.3	0.4		
	100～499人	100.0	87.0	41.7	40.9	29.6	12.9	5.9	12.2	0.7	91.0	40.9	44.4	42.3	12.7	5.9	8.3	0.8		
	30～99人	100.0	73.3	31.7	32.5	25.3	14.5	4.0	25.9	0.8	80.4	31.7	38.1	36.5	14.4	4.4	18.8	0.8		
	5～29人	100.0	62.1	28.4	21.3	19.5	9.8	7.0	34.1	3.8	66.8	29.4	24.1	26.4	10.4	6.5	29.7	3.5		
労働組合の有無	労働組合あり	100.0	83.4	41.9	37.3	23.6	12.4	6.6	14.9	1.8	89.3	41.3	42.0	36.1	12.3	5.1	9.3	1.4		
	労働組合なし	100.0	60.1	26.3	20.4	20.1	10.3	6.5	36.3	3.6	64.9	27.4	23.3	26.7	10.8	6.4	31.7	3.4		

第19表 妊産婦の通院休暇の利用状況別事業所割合、請求者割合及び平均請求回数

(%)

	妊産婦 がいた 事業所計	妊産婦の通院休暇			妊産婦計	請求者	平均請求 回数 (回)
		請求者あり	請求者なし	不明			
総 数	[13.5] 100.0	15.0	84.4	0.6	100.0	1.2	4.1
産 業							
鉱業	[5.9] 100.0	7.0	93.0	—	100.0	1.7	4.0
建設業	[9.6] 100.0	13.7	86.2	0.1	100.0	0.5	4.3
製造業	[12.3] 100.0	20.3	78.5	1.2	100.0	2.6	5.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[26.3] 100.0	6.1	85.9	8.0	100.0	—	—
情報通信業	[20.9] 100.0	21.4	77.7	0.9	100.0	0.7	2.7
運輸業	[9.8] 100.0	67.5	32.4	0.1	100.0	—	—
卸売・小売業	[10.2] 100.0	7.1	92.9	—	100.0	0.6	5.5
金融・保険業	[13.7] 100.0	14.2	85.2	0.7	100.0	1.7	4.3
不動産業	[12.5] 100.0	20.8	79.2	—	100.0	—	—
飲食店、宿泊業	[10.5] 100.0	13.3	86.7	—	100.0	—	—
医療、福祉	[37.7] 100.0	9.4	90.3	0.4	100.0	1.2	2.0
教育、学習支援業	[15.7] 100.0	27.2	72.8	—	100.0	1.3	4.3
複合サービス事業	[17.6] 100.0	0.9	97.8	1.2	100.0	0.1	4.8
サービス業	[13.6] 100.0	14.5	84.1	1.4	100.0	2.3	4.5
事業所規模							
500人以上	[88.2] 100.0	24.8	72.5	2.8	100.0	3.2	5.1
100～499人	[56.7] 100.0	12.7	85.8	1.5	100.0	2.1	3.2
30～99人	[23.6] 100.0	14.2	85.6	0.2	100.0	0.3	12.2
5～29人	[9.2] 100.0	15.8	83.8	0.4	100.0	0.5	4.2
労働組合の有無							
労働組合あり	[19.2] 100.0	18.9	80.4	0.7	100.0	1.1	4.4
労働組合なし	[12.1] 100.0	13.5	86.1	0.4	100.0	1.3	3.9

注：〔 〕は、全事業所のうち、妊産婦がいた事業所割合である。

第20表 妊娠中の通勤緩和措置の利用状況別事業所割合及び請求者割合

(%)

	妊産婦 がいた 事業所計	請求者 あり	請求者 なし	不明	妊産婦計	時差通勤 請求者	勤務時間 の短縮 請求者	通勤手段 や通勤経 路の変更 請求者	その他の 措置 請求者
総 数	[13.5] 100.0	7.7	91.7	0.5	100.0	0.2	0.2	0.0	0.0
産 業									
鉱業	[5.9] 100.0	1.8	98.2	—	100.0	—	—	—	—
建設業	[9.6] 100.0	0.7	99.2	0.1	100.0	0.0	—	—	—
製造業	[12.3] 100.0	7.5	91.4	1.0	100.0	0.1	0.3	0.1	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[26.3] 100.0	10.7	81.6	7.7	100.0	0.1	—	—	—
情報通信業	[20.9] 100.0	20.1	79.0	0.9	100.0	—	0.1	—	—
運輸業	[9.8] 100.0	38.4	61.5	0.1	100.0	—	—	—	—
卸売・小売業	[10.2] 100.0	3.9	96.1	0.0	100.0	0.1	0.1	—	—
金融・保険業	[13.7] 100.0	1.6	97.7	0.7	100.0	1.4	0.0	—	—
不動産業	[12.5] 100.0	19.3	80.7	—	100.0	0.3	0.2	—	—
飲食店、宿泊業	[10.5] 100.0	14.4	85.6	—	100.0	0.0	0.0	0.0	—
医療、福祉	[37.7] 100.0	5.7	94.0	0.4	100.0	—	0.3	—	—
教育、学習支援業	[15.7] 100.0	15.9	84.1	—	100.0	—	0.2	—	—
複合サービス事業	[17.6] 100.0	0.1	98.7	1.2	100.0	—	0.2	—	—
サービス業	[13.6] 100.0	6.8	91.7	1.4	100.0	0.8	0.4	—	—
事業所規模									
500人以上	[88.2] 100.0	14.9	82.6	2.5	100.0	0.8	1.0	0.0	0.0
100～499人	[56.7] 100.0	8.7	89.9	1.4	100.0	0.2	0.2	0.1	—
30～99人	[23.6] 100.0	4.5	95.3	0.2	100.0	0.1	0.1	—	—
5～29人	[9.2] 100.0	8.8	90.8	0.4	100.0	—	—	—	—
労働組合の有無									
労働組合あり	[19.2] 100.0	11.1	88.3	0.6	100.0	0.2	0.4	0.1	0.0
労働組合なし	[12.1] 100.0	6.4	93.2	0.4	100.0	0.2	0.1	—	—

注：〔 〕は、全事業所のうち、妊産婦がいた事業所割合である。

第21表 妊娠中の休憩に関する措置の利用状況別事業所割合及び請求者割合

(%)

	妊産婦 がいた 事業所計	請求者あり	請求者なし	不明	妊産婦計	請求者
総 数	[13.5] 100.0	7.7	91.8	0.6	100.0	0.2
産 業						
鉱業	[5.9] 100.0	5.2	94.8	—	100.0	—
建設業	[9.6] 100.0	15.1	84.8	0.1	100.0	0.4
製造業	[12.3] 100.0	5.3	93.6	1.0	100.0	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	[26.3] 100.0	0.6	91.4	8.0	100.0	—
情報通信業	[20.9] 100.0	4.7	93.5	1.8	100.0	0.9
運輸業	[9.8] 100.0	—	99.9	0.1	100.0	—
卸売・小売業	[10.2] 100.0	7.9	92.1	0.0	100.0	0.2
金融・保険業	[13.7] 100.0	0.7	98.7	0.7	100.0	—
不動産業	[12.5] 100.0	0.5	99.5	—	100.0	0.3
飲食店、宿泊業	[10.5] 100.0	13.0	87.0	—	100.0	—
医療、福祉	[37.7] 100.0	8.2	91.5	0.4	100.0	0.0
教育、学習支援業	[15.7] 100.0	13.5	86.5	—	100.0	0.3
複合サービス事業	[17.6] 100.0	0.3	98.4	1.2	100.0	—
サービス業	[13.6] 100.0	7.7	90.9	1.4	100.0	0.2
事業所規模						
500人以上	[88.2] 100.0	8.3	89.2	2.5	100.0	0.5
100～499人	[56.7] 100.0	5.8	92.6	1.6	100.0	0.3
30～99人	[23.6] 100.0	7.6	92.2	0.2	100.0	0.1
5～29人	[9.2] 100.0	8.2	91.4	0.4	100.0	—
労働組合の有無						
労働組合あり	[19.2] 100.0	7.9	91.4	0.7	100.0	0.1
労働組合なし	[12.1] 100.0	7.6	92.0	0.4	100.0	0.2

注：〔 〕は、全事業所のうち、妊産婦がいた事業所割合である。

第22表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の利用状況別事業所割合及び請求者割合

(%)

	妊産婦 がいた 事業所計	請求者あり	請求者なし	不明	妊産婦計	作業の制限 請求者	勤務時間の 短縮請求者	休業 請求者
総 数	[13.5] 100.0	14.9	84.4	0.7	100.0	0.8	0.4	0.7
産 業								
鉱業	[5.9] 100.0	14.3	85.7	—	100.0	—	—	—
建設業	[9.6] 100.0	5.1	94.9	0.1	100.0	—	0.4	—
製造業	[12.3] 100.0	15.9	83.1	1.0	100.0	0.1	0.2	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[26.3] 100.0	9.2	82.8	8.0	100.0	—	—	—
情報通信業	[20.9] 100.0	19.2	79.9	0.9	100.0	—	—	—
運輸業	[9.8] 100.0	1.6	98.3	0.1	100.0	—	—	—
卸売・小売業	[10.2] 100.0	15.4	84.6	0.0	100.0	0.0	0.2	1.0
金融・保険業	[13.7] 100.0	4.1	95.3	0.6	100.0	—	—	0.4
不動産業	[12.5] 100.0	0.9	99.1	—	100.0	—	0.3	0.3
飲食店、宿泊業	[10.5] 100.0	14.5	85.5	—	100.0	0.1	—	—
医療、福祉	[37.7] 100.0	20.2	78.3	1.4	100.0	2.6	0.9	1.0
教育、学習支援業	[15.7] 100.0	50.6	49.4	—	100.0	—	0.3	1.9
複合サービス事業	[17.6] 100.0	2.8	95.9	1.2	100.0	—	1.5	0.2
サービス業	[13.6] 100.0	11.4	87.1	1.4	100.0	0.5	0.6	0.5
事業所規模								
500人以上	[88.2] 100.0	22.2	75.5	2.3	100.0	1.4	0.9	3.1
100～499人	[56.7] 100.0	15.4	83.2	1.4	100.0	1.3	1.0	1.2
30～99人	[23.6] 100.0	14.3	84.7	1.0	100.0	1.2	0.2	0.1
5～29人	[9.2] 100.0	14.7	84.9	0.4	100.0	—	—	—
労働組合の有無								
労働組合あり	[19.2] 100.0	15.1	84.3	0.6	100.0	0.4	0.5	1.1
労働組合なし	[12.1] 100.0	14.8	84.5	0.7	100.0	1.0	0.4	0.5

注：〔 〕は、全事業所のうち、妊産婦がいた事業所割合である。

第23表 母性健康管理指導事項連絡カードによる母性健康管理措置の申請状況別事業所割合
及び申請者割合

(%)

	妊産婦 がいた 事業所計	カードを利用 した申請 があった	カードを利用 した申請 はなかった	不明	妊産婦計	申請者
総 数	[13.5] 100.0	2.8	96.3	0.9	100.0	0.7
産 業						
鉱業	[5.9] 100.0	1.8	98.2	—	100.0	—
建設業	[9.6] 100.0	0.1	99.8	0.1	100.0	—
製造業	[12.3] 100.0	5.7	93.3	1.1	100.0	0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[26.3] 100.0	9.7	82.4	8.0	100.0	0.1
情報通信業	[20.9] 100.0	0.9	98.2	0.9	100.0	—
運輸業	[9.8] 100.0	1.6	98.3	0.1	100.0	—
卸売・小売業	[10.2] 100.0	1.7	96.6	1.6	100.0	1.1
金融・保険業	[13.7] 100.0	0.7	98.6	0.7	100.0	0.3
不動産業	[12.5] 100.0	0.4	99.6	—	100.0	0.3
飲食店、宿泊業	[10.5] 100.0	0.0	100.0	—	100.0	0.0
医療、福祉	[37.7] 100.0	3.2	96.5	0.4	100.0	1.0
教育、学習支援業	[15.7] 100.0	16.1	83.9	—	100.0	0.9
複合サービス事業	[17.6] 100.0	0.7	98.0	1.2	100.0	0.4
サービス業	[13.6] 100.0	2.0	96.6	1.4	100.0	0.2
事業所規模						
500人以上	[88.2] 100.0	20.6	77.0	2.4	100.0	2.1
100～499人	[56.7] 100.0	7.9	90.6	1.5	100.0	1.5
30～99人	[23.6] 100.0	2.7	95.8	1.5	100.0	0.0
5～29人	[9.2] 100.0	0.7	98.9	0.4	100.0	—
労働組合の有無						
労働組合あり	[19.2] 100.0	5.0	94.4	0.6	100.0	1.6
労働組合なし	[12.1] 100.0	1.9	97.2	0.9	100.0	0.2

注：〔 〕は、全事業所のうち、妊産婦がいた事業所割合である。

第24表 産前産後休業取得による不就業期間の取扱い別事業所割合

		(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業所規模	労働組合の有無	昇進・昇格の決定に労働者の出勤状況を考慮している事業所の割合	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労したものとのみならず	不就業期間の一定割合を就労

第25表 育児時間取得による不就業期間の取扱い別事業所割合

(%)																								
	昇進・昇格の決定 に労働者の出勤状 況を考慮している 事業所計	不就業期 間を就業 したものと みなす	不就業期 間を就業 したものと みなす	不就業期 間を就業 したものと みなす	不就業期 間を就業 したものと みなす	昇給の決定に労働 者の出勤状況を考 慮している事業所 計	不就業期 間を就業 したものと みなす	不就業期 間を就業 したものと みなす	不就業期 間を就業 したものと みなす	不就業期 間を就業 したものと みなす	不明	特に決め ていない	その他	そもそも 就業すべ き日数と して取り 扱ってい ない										
総 数	[63.7] 100.0	35.4	5.3	18.1	5.3	[63.2] 100.0	36.1	5.5	18.6	4.5	2.4	32.7	0.2	[50.9] 100.0	46.1	5.0	19.1	2.8	2.9	24.2	0.1			
産 業																								
鉱業	[76.0] 100.0	35.4	4.7	12.6	3.3	4.3	39.6	-	[73.5] 100.0	36.2	4.9	13.5	3.5	4.4	37.6	-	[52.5] 100.0	46.4	1.4	15.2	4.8	5.1	27.2	-
建設業	[61.8] 100.0	33.3	3.3	10.4	2.7	0.0	50.4	-	[61.1] 100.0	34.5	3.3	9.2	2.7	0.3	49.9	-	[52.3] 100.0	44.3	3.4	14.9	1.6	0.4	35.3	-
製造業	[64.1] 100.0	29.7	6.4	17.6	4.6	2.0	39.4	0.2	[64.6] 100.0	30.5	6.1	18.2	4.4	2.4	38.3	0.1	[47.3] 100.0	41.9	6.0	15.2	2.5	1.6	32.3	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[56.2] 100.0	70.0	3.0	2.6	13.6	-	10.8	-	[71.8] 100.0	78.7	0.9	2.1	10.6	-	7.7	-	[77.4] 100.0	87.3	0.8	7.0	1.1	-	3.8	-
情報通信業	[73.1] 100.0	35.5	2.8	16.0	9.4	0.8	35.6	-	[70.6] 100.0	36.3	2.9	18.6	6.7	0.8	34.6	-	[45.6] 100.0	56.9	5.5	21.5	5.5	2.0	8.7	-
運輸業	[63.2] 100.0	43.4	6.5	16.0	4.2	1.0	29.0	-	[59.9] 100.0	44.5	7.1	14.2	4.4	1.1	28.5	0.2	[50.5] 100.0	48.5	5.0	18.4	5.0	1.3	21.7	0.3
卸売・小売業	[63.6] 100.0	30.9	7.2	23.2	4.8	2.8	30.1	1.0	[64.2] 100.0	30.6	7.6	24.0	3.5	2.5	31.3	0.5	[53.5] 100.0	40.2	6.7	27.2	1.5	1.5	23.0	-
金融・保険業	[70.2] 100.0	59.5	5.3	13.0	0.0	3.0	19.2	-	[56.9] 100.0	64.7	3.6	10.4	0.0	3.6	17.8	-	[66.4] 100.0	79.0	3.0	6.8	-	3.0	8.1	-
不動産業	[65.2] 100.0	49.7	7.7	22.4	7.4	0.1	12.7	-	[65.1] 100.0	50.1	8.0	19.3	3.9	3.6	15.1	-	[51.1] 100.0	57.2	5.4	9.1	9.4	4.6	14.4	-
飲食店、宿泊業	[60.6] 100.0	20.1	2.9	20.0	10.0	0.8	46.1	-	[58.0] 100.0	19.1	4.3	18.8	10.5	3.2	44.1	-	[36.1] 100.0	31.4	7.7	20.3	4.0	1.2	35.3	-
医療、福祉	[66.3] 100.0	44.8	3.0	25.7	7.4	4.7	14.4	-	[65.4] 100.0	46.7	2.1	27.1	5.6	4.8	13.7	-	[51.7] 100.0	47.9	0.8	17.2	7.9	12.6	13.6	-
教育、学習支援業	[58.6] 100.0	58.5	5.6	9.3	3.6	5.6	17.4	-	[62.4] 100.0	58.3	8.4	11.5	2.9	2.6	16.3	-	[49.4] 100.0	66.3	3.4	13.0	0.2	6.5	10.5	-
複合サービス事業	[53.9] 100.0	55.8	0.4	17.1	3.3	3.0	20.5	-	[61.1] 100.0	55.6	2.9	23.2	0.4	2.6	15.2	-	[62.9] 100.0	65.4	2.5	19.8	0.3	2.5	9.5	-
サービス業	[64.4] 100.0	34.7	4.4	14.3	7.7	3.2	35.8	0.0	[65.0] 100.0	36.9	4.2	16.1	6.6	2.6	33.5	-	[49.6] 100.0	44.1	4.1	17.0	3.8	4.3	26.7	0.0
事業所規模																								
500人以上	[65.4] 100.0	60.4	2.8	19.2	6.0	4.8	6.9	-	[70.0] 100.0	61.2	3.3	19.9	6.5	4.0	5.0	-	[70.9] 100.0	75.6	1.7	13.4	2.9	2.6	3.8	-
100～499人	[67.2] 100.0	53.1	3.6	19.9	5.1	3.0	15.2	0.0	[70.1] 100.0	53.8	4.2	20.4	5.4	3.5	12.4	0.3	[67.3] 100.0	62.6	4.2	19.4	3.0	2.6	7.8	0.3
30～99人	[68.3] 100.0	35.4	5.9	22.7	4.2	2.6	29.1	0.2	[70.6] 100.0	36.1	6.7	22.9	3.5	3.0	27.8	0.0	[60.6] 100.0	48.8	5.6	20.1	2.5	4.0	19.0	0.1
5～29人	[62.7] 100.0	34.4	5.3	17.1	5.6	2.3	35.1	0.4	[61.5] 100.0	35.0	5.3	17.5	4.7	2.2	35.0	0.2	[48.1] 100.0	44.1	4.9	18.8	2.8	2.6	26.6	0.1
労働組合の有無																								
労働組合あり	[62.8] 100.0	54.1	5.6	20.0	6.1	1.9	12.3	0.0	[62.4] 100.0	54.3	4.8	20.8	4.8	2.2	13.1	0.0	[65.2] 100.0	60.8	4.1	19.5	3.0	4.0	8.5	0.0
労働組合なし	[64.0] 100.0	30.7	5.2	17.6	5.2	2.5	28.4	0.4	[63.5] 100.0	31.5	5.6	18.1	4.5	2.5	37.6	0.2	[47.2] 100.0	40.8	5.3	18.9	2.7	2.4	29.7	0.1

注：〔 〕は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定において労働者の出勤状況を考慮している事業所の割合である。

第26表 生理休暇取得による不就業期間の取扱い別事業所割合

	昇進・昇格の決定 に労働者の出勤状 況を考慮している 事業所計	不就業期 間を就業 したもの とみなす	不就業期 間の一定 割合を就 業したもの とみなす	不就業期 間とする 間とする	そもそも 就業すべ き日数と して取り 扱っていない	その他	特に決め ていない	不明	昇進の決定に労働 者の出勤状況を考慮 している事業所計	不就業期 間を就業 したもの とみなす	不就業期 間の一定 割合を就 業したもの とみなす	不就業期 間とする 間とする	そもそも 就業すべ き日数と して取り 扱っていない	その他	特に決め ていない	不明	出勤金の算定に労働 者の出勤状況を考慮 している事業所計	不就業期 間を就業 したもの とみなす	不就業期 間の一定 割合を就 業したもの とみなす	不就業期 間とする 間とする	そもそも 就業すべ き日数と して取り 扱っていない	その他	特に決め ていない	不明
総 数	[63.7] 100.0	38.0	4.6	16.8	4.8	2.8	32.9	0.2	[63.2] 100.0	39.3	4.5	16.8	3.8	2.8	32.6	0.2	[50.9] 100.0	51.3	3.6	14.4	2.3	3.1	25.0	0.2
産 業																								
鉱業	[76.0] 100.0	37.1	3.7	11.8	3.3	4.2	39.8	-	[73.5] 100.0	38.0	3.9	12.6	3.5	4.3	37.7	-	(52.5) 100.0	48.9	0.6	13.4	4.8	4.8	27.4	-
建設業	[61.8] 100.0	31.8	4.2	10.0	2.6	-	51.3	-	[61.1] 100.0	33.1	4.3	9.2	2.6	0.3	50.5	-	(52.3) 100.0	43.8	6.5	11.0	1.6	0.8	36.4	-
製造業	[64.1] 100.0	31.0	5.4	18.6	4.3	2.4	38.2	0.2	[64.6] 100.0	31.3	5.1	18.2	4.0	2.7	38.7	0.1	(47.3) 100.0	43.3	4.6	15.4	2.4	2.2	31.5	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[56.2] 100.0	71.5	1.9	1.9	13.6	1.1	10.0	-	[71.8] 100.0	80.8	-	-	10.6	0.9	7.7	-	(77.4) 100.0	90.5	-	4.4	1.1	0.8	3.3	-
情報通信業	[73.1] 100.0	45.3	2.8	12.8	3.9	0.3	34.9	-	[70.6] 100.0	47.4	2.9	12.8	3.7	0.0	33.3	-	(45.6) 100.0	63.5	5.9	16.3	4.4	2.0	8.0	-
運輸業	[63.2] 100.0	53.6	1.0	13.4	3.0	1.0	28.0	-	[59.9] 100.0	55.5	1.1	11.5	3.2	1.1	27.7	-	(50.5) 100.0	66.8	-	6.5	3.4	1.6	21.7	-
卸売・小売業	[63.6] 100.0	35.0	6.4	20.8	4.6	3.2	29.5	0.5	(64.2) 100.0	36.1	6.4	20.7	2.6	3.0	30.7	0.5	(53.5) 100.0	48.8	4.1	19.4	1.1	3.3	22.7	0.6
金融・保険業	[70.2] 100.0	63.4	2.9	12.0	2.5	2.4	16.8	-	(56.9) 100.0	69.5	0.6	9.0	3.1	3.0	14.9	-	(66.4) 100.0	87.1	0.5	0.5	2.6	3.0	6.2	-
不動産業	[65.2] 100.0	50.0	7.6	18.7	7.1	3.6	13.0	-	(65.1) 100.0	49.7	7.9	19.3	3.6	3.6	15.8	-	(51.1) 100.0	62.0	4.9	9.3	9.0	4.6	10.3	-
飲食店・宿泊業	[60.6] 100.0	22.6	3.0	21.0	10.0	3.0	40.4	-	(58.0) 100.0	21.8	4.5	20.4	10.5	3.1	39.7	-	(36.1) 100.0	20.2	3.6	27.5	4.0	1.2	43.5	-
医療、福祉	[66.3] 100.0	40.1	2.6	25.9	5.5	7.0	18.8	-	(65.4) 100.0	42.7	0.9	27.8	3.7	6.9	18.0	-	(51.7) 100.0	51.5	1.3	16.7	3.5	9.0	17.9	-
教育、学習支援業	[58.6] 100.0	61.9	2.9	8.5	0.9	5.7	20.2	-	(62.4) 100.0	66.7	2.6	8.7	0.3	2.7	19.0	-	(49.4) 100.0	69.7	0.1	8.0	0.9	7.2	14.0	-
複合サービス事業	[53.9] 100.0	65.8	1.4	12.7	0.4	3.0	16.8	-	(61.1) 100.0	67.0	3.8	13.8	0.4	2.7	12.3	-	(62.9) 100.0	75.7	0.1	10.4	0.3	2.5	11.0	-
サービス業	[64.4] 100.0	37.8	4.7	11.4	6.9	2.8	36.4	-	(65.0) 100.0	39.3	4.9	13.1	5.8	2.9	34.0	-	(49.6) 100.0	50.9	3.4	10.9	3.2	3.2	28.4	0.0
事業所規模																								
500人以上	[65.4] 100.0	63.2	3.9	16.5	5.1	4.2	7.0	-	[70.0] 100.0	63.6	4.1	16.5	5.7	4.4	5.7	-	(70.9) 100.0	79.4	1.3	10.8	2.6	1.9	4.0	-
100～499人	[67.2] 100.0	54.7	2.1	20.9	4.2	3.3	14.8	-	[70.1] 100.0	55.8	2.7	20.4	4.3	3.2	13.7	-	(67.3) 100.0	65.0	2.9	16.2	2.0	3.4	10.5	0.0
30～99人	[68.3] 100.0	40.1	5.1	18.8	3.4	3.2	29.4	0.1	[70.6] 100.0	39.6	4.9	20.0	3.1	3.9	28.4	0.0	(60.6) 100.0	53.9	4.2	16.1	3.0	3.5	19.1	0.1
5～29人	[62.7] 100.0	36.6	4.6	16.2	5.1	2.7	34.6	0.2	(61.5) 100.0	38.2	4.6	15.9	4.0	2.5	34.7	0.2	(48.1) 100.0	49.6	3.5	13.9	2.2	3.0	27.5	0.3
労働組合の有無																								
労働組合あり	[62.8] 100.0	60.3	4.5	15.7	6.5	2.3	10.7	0.0	(62.4) 100.0	61.0	5.1	15.8	5.1	2.4	10.5	0.0	(65.2) 100.0	72.5	3.1	11.9	3.0	3.0	6.4	0.0
労働組合なし	[64.0] 100.0	32.4	4.6	17.1	4.4	2.9	38.4	0.2	(63.5) 100.0	33.8	4.4	17.1	3.5	2.9	38.2	0.2	(47.2) 100.0	43.8	3.7	15.3	2.1	3.2	31.6	0.3

注：()は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇給の決定及び退職金の算定において「労働者の出勤状況を考慮している」事業所の割合である。

第28表 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（休業）による不就業期間の取扱い別事業所割合

		(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
事業所	事業所割合	昇進・昇格の決定に労働者の出勤状況を考慮している事業所計	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	不就業期間の一定

注：「1」は、全事業所のうち、昇進・昇格の決定、昇格の決定及び退職金の算定に当たり「労働者の出勤状況を考慮している」事業所の割合である。

第29表 育児のための勤務時間短縮等の措置の有無、最長利用期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用期間								制度なし	不明
			3歳に達するまで	3歳～小学校就学の始期に達するまでの年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	不明	【再掲】小学校就学の始期に達するまで」以上		
			①	②	③	④	⑤	⑥		⑦～⑧		
総 数	100.0	49.5	28.0	2.0	14.8	1.7	1.4	1.3	0.3	19.2	50.1	0.4
		(100.0)	(56.5)	(3.9)	(30.0)	(3.4)	(2.8)	(2.7)	(0.7)	(38.8)		
産 業												
鉱業	100.0	58.3									36.6	5.1
		(100.0)	(57.8)	(10.3)	(30.9)	(-)	(0.5)	(-)	(0.5)	(31.4)		
建設業	100.0	36.4									63.6	—
		(100.0)	(52.3)	(3.3)	(25.0)	(3.4)	(4.5)	(9.3)	(2.2)	(42.2)		
製造業	100.0	39.8									59.7	0.5
		(100.0)	(58.8)	(5.0)	(27.9)	(4.2)	(1.3)	(2.2)	(0.5)	(35.6)		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.1									5.9	—
		(100.0)	(21.2)	(7.8)	(49.0)	(15.1)	(5.8)	(1.1)	(-)	(70.9)		
情報通信業	100.0	65.1									34.9	—
		(100.0)	(50.0)	(3.4)	(25.1)	(10.8)	(2.9)	(7.1)	(0.7)	(45.9)		
運輸業	100.0	59.0									39.3	1.7
		(100.0)	(49.9)	(5.3)	(35.4)	(5.1)	(2.9)	(1.1)	(0.2)	(44.5)		
卸売・小売業	100.0	51.2									48.2	0.6
		(100.0)	(57.9)	(3.5)	(29.4)	(3.6)	(3.4)	(2.2)	(-)	(38.6)		
金融・保険業	100.0	86.2									13.8	—
		(100.0)	(48.0)	(4.8)	(43.9)	(3.3)	(0.1)	(-)	(-)	(47.2)		
不動産業	100.0	48.0									52.0	—
		(100.0)	(67.4)	(1.0)	(25.1)	(0.9)	(0.5)	(5.2)	(-)	(31.7)		
飲食店、宿泊業	100.0	40.9									58.6	0.4
		(100.0)	(65.5)	(2.9)	(24.0)	(0.0)	(1.7)	(4.6)	(1.2)	(30.3)		
医療、福祉	100.0	49.7									50.3	—
		(100.0)	(63.8)	(3.9)	(26.9)	(-)	(2.5)	(0.3)	(2.6)	(29.7)		
教育、学習支援業	100.0	52.9									45.5	1.6
		(100.0)	(54.1)	(0.2)	(35.7)	(3.2)	(0.0)	(3.0)	(3.7)	(42.0)		
複合サービス事業	100.0	75.5									22.9	1.6
		(100.0)	(58.9)	(2.4)	(38.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	(38.8)		
サービス業	100.0	49.7									50.3	0.0
		(100.0)	(55.9)	(5.0)	(28.5)	(3.7)	(4.6)	(2.0)	(0.2)	(38.9)		
事業所規模												
500人以上	100.0	93.8									6.2	—
		(100.0)	(32.7)	(3.6)	(38.6)	(20.1)	(3.8)	(1.1)	(0.1)	(63.7)		
100～499人	100.0	82.4									17.6	0.1
		(100.0)	(52.8)	(4.4)	(32.0)	(6.7)	(2.7)	(1.0)	(0.4)	(42.4)		
30～99人	100.0	62.2									37.8	0.0
		(100.0)	(55.2)	(4.6)	(30.0)	(6.0)	(1.5)	(2.4)	(0.3)	(39.9)		
5～29人	100.0	45.3									54.2	0.5
		(100.0)	(57.4)	(3.7)	(29.8)	(2.3)	(3.1)	(2.9)	(0.8)	(38.1)		
30人以上(再掲)	100.0	66.7									33.3	0.0
		(100.0)	(54.1)	(4.5)	(30.7)	(6.5)	(1.8)	(2.1)	(0.3)	(41.0)		
労働組合の有無												
労働組合あり	100.0	79.1									20.5	0.4
		(100.0)	(47.5)	(5.3)	(37.7)	(6.9)	(4.6)	(0.8)	(0.2)	(47.0)		
労働組合なし	100.0	41.9									57.7	0.5
		(100.0)	(60.9)	(3.3)	(26.2)	(1.7)	(3.3)	(3.6)	(0.9)	(34.9)		

第30表 育児休業取得者割合

(%)

	育児休業 取得者計	女性	男性	出産した女性労働 者に占める育児休 業取得者割合	配偶者が出産した 男性労働者に占め る育児休業取得者 割合
総 数	100.0	96.9	3.1	89.7	1.56
産 業					
鉱業	100.0	91.5	8.5	77.1	1.59
建設業	100.0	78.6	21.4	69.8	9.28
製造業	100.0	97.4	2.6	89.1	0.67
食料品・飲料・たばこ・飼料	100.0	99.6	0.4	98.3	0.22
繊維・衣服・その他の繊維製品	100.0	92.9	7.1	94.5	3.28
木材・木製品・家具・装飾品	100.0	100.0	—	44.1	—
パルプ・紙・紙加工品	100.0	91.1	8.9	88.1	2.57
印刷・同関連産業	100.0	75.3	24.7	85.1	7.49
化学工業・石油製品・石炭製品	100.0	97.0	3.0	97.7	0.93
ゴム製品・たばこ・皮革・同製品・毛皮	100.0	98.6	1.4	95.0	0.23
窯業・土石製品	100.0	85.8	14.2	93.1	3.22
鉄鋼業・非鉄金属	100.0	98.9	1.1	94.8	0.12
金属製品	100.0	99.7	0.3	94.1	0.12
一般機械器具	100.0	98.6	1.4	88.9	0.25
電気機械器具、計測・検査機械器具、電子部品・デバイス・電子回路	100.0	98.1	1.6	81.7	0.49
輸送用機械器具	100.0	98.2	1.8	92.7	0.19
精密機械器具	100.0	94.8	5.2	90.1	1.63
その他(「機械」製品製造業、その他)	100.0	97.8	2.2	94.7	0.84
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.8	1.2	97.5	0.23
情報通信業	100.0	90.8	9.2	99.9	3.24
運輸業	100.0	82.0	18.0	99.8	6.48
卸売・小売業	100.0	99.2	0.8	86.0	0.43
卸売業	100.0	98.6	1.4	88.6	0.42
小売業	100.0	99.5	0.5	84.7	0.45
金融・保険業	100.0	94.6	5.4	78.4	1.47
不動産業	100.0	100.0	—	100.0	—
飲食店・宿泊業	100.0	100.0	—	89.1	—
飲食店	100.0	100.0	—	99.1	—
宿泊業	100.0	100.0	—	83.2	—
医療、福祉	100.0	99.7	0.3	92.5	0.52
教育、学習支援業	100.0	100.0	—	77.7	—
複合サービス事業	100.0	93.7	6.3	84.7	3.39
サービス業	100.0	97.4	2.6	94.9	1.25
専門サービス業	100.0	95.7	4.3	97.8	1.29
学術・開発研究機関	100.0	94.4	5.6	94.2	1.28
洗濯・美容・美容・浴場業	100.0	100.0	—	92.5	—
その他の生活関連サービス業	100.0	99.8	0.2	93.6	0.15
娯楽業	100.0	100.0	—	96.9	—
廃棄物処理業	100.0	62.6	37.4	61.5	28.22
自動車整備業	100.0	100.0	—	41.0	—
機械等修理業	100.0	100.0	—	90.6	—
物品賃貸業	100.0	96.3	3.7	94.3	1.18
広告業	100.0	98.3	1.7	94.2	0.61
その他の事業サービス業	100.0	100.0	—	98.1	—
政治・経済・文化団体	100.0	99.2	0.8	90.6	0.64
宗教	100.0	73.3	26.7	73.3	7.14
その他のサービス業	100.0	100.0	—	91.3	—
事業所規模					
500人以上	100.0	97.4	2.6	94.0	0.66
100～499人	100.0	99.2	0.8	93.3	0.57
30～99人	100.0	95.6	4.4	87.6	2.43
5～29人	100.0	83.4	16.6	65.3	8.85
30人以上(再掲)	100.0	98.2	1.8	92.4	0.92
労働組合の有無					
労働組合あり	100.0	98.4	1.6	91.9	0.62
労働組合なし	100.0	95.5	4.5	87.7	3.09

第4章 調 査 票

総務省承認番号 No. 27009
承認期限 平成20年3月31日まで

※都道府県番号	※事業所一連番号	※産業分類番号

※印欄は記入しないでください。

平成19年度雇用均等基本調査 母性保護等実施状況調査票

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

この調査の結果は、母性の保護及び健康管理等に関する施策の推進のために活用されます。
調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんので、事実をありのまま記入してください。

〔記入上の注意〕

- 1 黒のインク又はボールペンを使用し、選択肢のうち白色の番号欄については、該当するものの番号を1つだけ、灰色の網掛けとなっている番号欄については該当するものの番号をすべて○で囲んでください。人数を記入する欄は、該当者がいない場合は、特に断りのない限り空白のままにせず、「0」を記入してください。
- 2 この調査は、事業所を単位として行います。特に断りのない限り貴事業所の状況を記入してください。
- 3 この調査は、常用労働者（注1）を対象として行います。したがって、パートタイマー等と呼ばれている労働者であっても、要件に該当する者であれば常用労働者に含みます。
- 4 この調査は、特に断りのない限り平成19年10月1日現在の状況を記入してください。
- 5 記入の終わった調査票は、平成19年10月31日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- 6 調査票の記入についてご質問がありましたら、厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課（電話 03-5253-1111、内線 7837、7834）又は最寄りの都道府県労働局雇用均等室（本ページの裏面を参照）までお問い合わせください。

I 事業所の属性に関する事項

事業所名・所在地

(シール貼付欄)	調査票記入者	所属部課	
		電話番号	() 内線
		ふりがな 氏 名	

※ 事業所の名称、所在地に変更や誤りがあった場合には、赤ボールペン等で訂正してください。

事業所の常用労働者数 (平成19年10月1日現在) (注1)		主な事業内容又は主要製品	労働組合の有無	
男	女 計		有	無
	うち女性			
			1	2

(注1) 常用労働者とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者
- ② 日々雇われている者、又は1か月以内の期間を定めて雇用されている者で、調査日前2か月（平成19年8月、9月）の各月にそれぞれ18日以上雇われた者
- ③ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者（常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者）と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ④ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ⑤ 上記①～③の条件に該当する、他企業からの出向者（在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。）

労働基準法では、女性労働者の母性等の保護のため次のように定めています。

1. 産前産後休業（第65条第1項及び第2項）

産前は女性が請求した場合に6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間、女性を就業させることはできません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し医師が支障ないと認めた業務については就業させることができます。

2. 育児時間（第67条）

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。

※ 労働基準法の規定に基づく「育児時間」と育児・介護休業法に規定する「育児のための勤務時間の短縮等の措置等」とは、異なる目的による別の措置であり、それぞれを実施する必要があります。

3. 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置（生理休暇）（第68条）

生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させることはできません。

（この他、「妊婦の軽易業務転換（第65条第3項）」、「妊産婦等の危険有害業務の就業制限（第64条の3）」、「妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限（第66条第1項）」、「妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限（第66条第2項及び第3項）」についても定められています。）

<お問い合わせ先>

都道府県労働局雇用均等室 電話番号

北海道	011-709-2715	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
青森	017-734-4211	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
岩手	019-604-3010	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
宮城	022-299-8844	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
秋田	018-862-6684	岐阜	058-263-1220	香川	087-811-8924
山形	023-624-8228	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
福島	024-536-4609	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
茨城	029-224-6288	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
栃木	028-633-2795	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
群馬	027-210-5009	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
埼玉	048-600-6210	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
千葉	043-221-2307	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
東京	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-421-6157	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-234-5928	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380
富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161		

Ⅱ 事業所における母性保護制度（☆左ページを参照）の状況

問1 産前産後休業に関する規定

(1) 単胎妊娠の場合の休業期間

法定（注2）どおり	1
法定を上回る規定あり	2

（注2）産前6週間（42日）、産後8週間（56日）

(2) 多胎妊娠（双子以上の妊娠）の場合の休業期間

法定（注3）どおり	1
法定を上回る規定あり	2

（注3）産前14週間（98日）、産後8週間（56日）

問2 育児時間に関する規定

(1) 適用範囲

女性のみ請求できる	1
男女とも請求できる	2

(2) 1日の時間

法定（注4）どおり	1
法定を上回る規定あり	2

（注4）1日2回各30分（「1日2回各30分」の規定を前提に、労働者の請求により1日1回60分とする場合も含まれます。）

問3 母性保護制度を利用したことによる不就業期間（時間単位の不就業も含みます。）の取扱い

(1) 賃金（社会保険給付のみの場合は無給としてください。事業所の親睦会・共済会等からの支給も除きます。）

		産前産後休業	育児時間	生理休暇
有給	全期間100%支給	1	1	1
	その他	2	2	2
無給		3	3	3

(2) 昇進・昇格の決定

① 出勤状況の考慮の有無

	昇進・昇格の決定
労働者の出勤状況を考慮している	1
労働者の出勤状況を考慮していない	2

②母性保護制度を利用したことによる不就業期間の取扱い

不就業期間の取扱い	産前産後休業	育児時間	生理休暇
不就業期間を就業したものとみなす	1	1	1
不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	2	2	2
不就業期間とする	3	3	3
そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	4	4	4
その他	5	5	5
特に決めていない	6	6	6

(3) 昇給の決定

① 出勤状況の考慮の有無

	昇給の決定
労働者の出勤状況を考慮している	1
労働者の出勤状況を考慮していない	2

②母性保護制度を利用したことによる不就業期間の取扱い

不就業期間の取扱い	産前産後休業	育児時間	生理休暇
不就業期間を就業したものとみなす	1	1	1
不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	2	2	2
不就業期間とする	3	3	3
そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	4	4	4
その他	5	5	5
特に決めていない	6	6	6

問4 (1)

(注5) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に出産予定であった者が、平成18年3月31日までに退職した場合、又は平成19年4月1日以降に退職した場合も含めてお答えください。

問4 (2)

育児・介護休業法では、「育児休業」について次のように定めています。

育児休業 (第5～10条)

1歳未満の子を養育する男女労働者から申し出があれば、事業主は、育児休業を与えなければなりません。(一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができます。)

妻が専業主婦や産後休業中であっても、少なくとも産後8週間までは男性労働者も育児休業を取得することができます。

事業主は、育児休業の申し出をしたこと又は育児休業をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

(注6) 出産とは、妊娠12週を超える分娩をいい、死産も含みます。

(注7) 多胎出産とは、双子以上の出産をいいます。

(注8) 平成19年10月1日までの間に育児休業を開始した者の数をご記入ください。育児休業開始予定の申出をしている者を含みます。同一労働者が同じ子について育児休業を複数回または延長して取得した場合は、1人として計上してください。

問4 (4)

(注9) 1 貴事業所の休日を含め、暦日に従って計算し、平成19年10月1日までに実際に取得した休業日数についてお答えください。

2 出産当日は、産前休業として計算してください。従って、最低1日の休業日があります。

3 平成18年3月31日以前より引き続き産前休業を取得した場合は、平成18年3月31日以前の休業日数も含めてください。

4 分娩予定日より遅れて出産した場合、予定日から出産当日までの間は産前休業として取り扱います。

(4) 退職金の算定

① 出勤状況の考慮の有無

	退職金の算定
労働者の出勤状況を考慮している	1
労働者の出勤状況を考慮していない	2
退職金制度がない	3

② 母性保護制度を利用したことによる不就業期間の取扱い

不就業期間の取扱い	産前産後休業	育児時間	生理休暇
不就業期間を就業したものとみなす	1	1	1
不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	2	2	2
不就業期間とする	3	3	3
そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	4	4	4
その他	5	5	5
特に決めていない	6	6	6

問4 出産者等の状況

(1) 出産前（妊娠中）に退職した女性の状況

〔平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に出産予定であった者のうち、
出産前（妊娠中）に退職した者（注5）〕

出産前退職者あり	1	産前休業取得前	産前休業中
出産前退職者なし	2	人	人

(2) 出産者数・配偶者出産者数及び育児休業者数（☆左ページを参照）

① 出産者（平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、在職中出産した女性）

あり	1	出産者数（注6）	人	うち、育児休業者数（休業申出者を含む。）（注8）	人
なし	2	うち多胎出産（注7）	うち 人		

② 配偶者出産者（平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に、配偶者が出産した男性）

あり	1	配偶者出産者数（注6）	人	うち、育児休業者数（休業申出者を含む。）（注8）	人
なし	2				

(3) ～ (7) は、(2) ①の出産した女性についてお答えください。（いない事業所は問5にお進みください。）

(3) 出産後に退職した女性の状況

（出産後、平成19年10月1日までの間に退職した者）

出産後退職者あり	1	産後休業中	産後休業終了後
出産後退職者なし	2	人	人

(4) 産前休業取得者数及び休業日数（注9）（産前休業中に退職した者は除きます。）

産前休業取得者	42日以内	43～98日	99日以上	延休業日数
計	人	人	人	日
うち多胎出産	人	人	人	日

問4 (5)

(注10) 貴事業所の休日を含め、暦日に従って計算し、平成19年10月1日までに実際に取得した休業日数についてお答えください。

育児休業を取得した期間は含めないでください。

問4 (6)

(注11) 「原職」とは、産前産後休業取得者が休業前に就いていた職務をいいます。

「原職相当職」とは、一般的に、

(ア) 休業後の職制上の地位が休業前より下回っていないこと

(イ) 休業前と休業後とで職務内容が異なっていないこと

(ウ) 休業前と休業後とで勤務する事業所が同一であること

のいずれにも該当する職務をいいます。

問4 (7)

(注12) 育児休業後、職場復帰した者を含めてお答えください。

問4 (7)

問5

(注13) 同一人が何回請求しても、1人として計算してください。

男女雇用機会均等法では、働く妊産婦の母性健康管理について次のように定めています。

1 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保 (第12条関係)

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査等を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

① 妊娠中の健康診査等の回数 (ただし、医師等がこれと異なる指示をした場合は、その指示による。)

妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週以後出産までは1週間に1回

② 産後 (出産後1年以内) の健康診査等については、医師等の指示に従って、必要な時間を確保する。

2 指導事項を守ることができるようにするための措置 (第13条関係)

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、主治医等から指導を受けた場合は、女性労働者の申出に基づき、事業主は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

<事業主が講じなければならない措置>

(1) 妊娠中の通勤緩和

妊娠中の女性労働者がラッシュアワーの混雑を避けて通勤することができるようにするための措置

(具体的措置内容の例)

① 時差通勤：始業時間・終業時間に各30～60分の時間差を設ける

② 勤務時間の短縮：1日30～60分程度の時間短縮

③ 交通手段・通勤経路の変更：混雑の少ない経路への変更

(5) 産後休業取得者数及び休業日数（注10）（産後休業中に退職した者は除きます。）

産後休業取得者	42～55日	56日	57日以上	延休業日数
計	人	人	人	日
うち多胎出産	人	人	人	日

(6) 産後休業終了後職場復帰者（育児休業を取得せず直ちに職場復帰した者）の配置状況

① 配置状況（注11）

原職	人
原職相当職	人
原職又は原職相当職以外	人

（該当者のない場合は各欄「0」とご記入ください。）

② ①で原職以外に配置した場合の本人の希望の有無

全員、本人の希望による	1
本人の希望でなかった者もいた	2

③ 本人の希望でなかった場合の理由

ポストが廃止された	1
すでに代替要員が補充されていた	2
通常の人事異動の一環	3
その他	4

（該当するものすべてに○をつけてください。）

(7) 育児時間の請求者（出産後職場復帰し（注12）、平成19年10月1日までの間に請求した者）

請求者あり	1	請求実人員数（注13）
請求者なし	2	
		人

すべての事業所がお答えください。

問5 生理休暇の請求者（貴事業所のすべての女性常用労働者のうち、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に請求した者）

請求者あり	1	請求実人員数（注13）
請求者なし	2	
		人

Ⅲ 事業所における母性健康管理制度の状況（☆ 左ページの1及び2を参照）

問6 妊産婦の通院休暇（妊産婦が健康診査及び保健指導を受けるために必要な時間の確保のための休暇）

(1) 規定の有無

規定あり	1
規定なし	2

(2) 規定の内容（妊産婦が利用できる最小単位の時間をお答えください。）

1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他
1	2	3	4	5

問7 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定

(1) 規定の有無

規定あり	1
規定なし	2

(2) 規定の内容

時差通勤	1
勤務時間の短縮	2
通勤手段や通勤経路の変更	3
その他	4

(3) 1日の短縮時間

30分以内	1
30分を超え60分以内	2
60分を超える	3
必要とされる時間	4

（該当するものすべてに○をつけてください。）

(2) 妊娠中の休憩に関する措置

妊娠中の女性労働者が適宜の休養や補食ができるよう、妊娠中の女性労働者の状況に応じた措置

(具体的措置内容の例)

- ① 休憩時間の延長
- ② 休憩回数の増加
- ③ 休憩時間帯の変更

(3) 妊娠中又は出産後の症状等への対応

妊娠中又は出産後の女性労働者が、主治医等からその症状等について受けた指導事項を守ることができるようにするための措置

(具体的措置内容の例)

- ① 作業の制限：負担の大きい作業から、負荷の軽減された作業への転換による負担の軽減
- ② 勤務時間の短縮：つわり、妊婦貧血（軽症）等の症状に対応するため、主治医等の指導に基づき、例えば1日1時間程度の勤務時間の短縮
- ③ 休業：切迫流産、出産後の回復不全等の症状に対応するため、主治医等の指導に基づき、症状が軽快するまで休業

※ 主治医等の具体的な指導がない場合や、必要な措置が不明確な場合は、事業主は、女性労働者を介して主治医等と連絡を取ったり、産業医等の産業保健スタッフに相談するなどして適切な措置をとってください。

「母性健康管理指導事項連絡カード」について

「母性健康管理指導事項連絡カード」とは、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードです。

このカードについては、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に様式が定められており、事業主は、当指針において利用に努めることとされています。

問8 妊娠中の休憩に関する措置

(1) 規定の有無

規定あり	1
規定なし	2

(2) 規定の内容 (該当するものすべてに○をつけてください。)

休憩時間の延長	休憩回数の増加	休憩時間帯の変更	必要に応じた休憩
1	2	3	4

(3) 妊婦が休憩することができる環境整備のための設備

(1～4については、該当するものすべてに○をつけてください。)

休養室がある	作業場の近くに椅子を設置している	横になるための長椅子等を設置している	その他	設備なし
1	2	3	4	5

問9 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

(1) 規定の有無

規定あり	1
規定なし	2

(2) 規定の内容

作業の制限	1
勤務時間の短縮	2
休業	3
その他	4

(該当するものすべてに○をつけてください。)

(3) 1日の短縮時間

30分以内	1
30分を超え60分以内	2
60分を超える	3
必要とされる時間	4

(4) 休業日数

(妊産婦が取得できる日数を通算してお答え下さい。)

1～7日	1
8～14日	2
15～21日	3
22日以上	4
必要とされる日数	5

問10 母性健康管理制度的利用申請に必要な書類 (規定がない場合は、実際に申請が出た場合を想定してお答えください。1～5については、申請に必要な書類としているものすべてに○をつけてください。)

	妊産婦の 通院休暇	妊娠中の 通勤緩和	妊娠中の 休憩	妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置		
				作業の制限	勤務時間の短縮	休業
母性健康管理指導事項連絡カード (健康診査・保健指導申請書) (☆ 左ページを参照)	1	1	1	1	1	1
事業所所定の申請書	2	2	2	2	2	2
医師の診断書	3	3	3	3	3	3
母子健康手帳の写し	4	4	4	4	4	4
その他	5	5	5	5	5	5
書類不要 (口頭)	6	6	6	6	6	6

問11 母性健康管理制度的を利用したことによる不就業期間の取扱い

(1) 賃金 (事業所の親睦会・共済会等からの支給は除かれます。)

	妊産婦の 通院休暇	妊娠中の通勤 緩和による勤務 時間の短縮	妊娠中の休憩 に関する措置	妊娠中又は出産後の 症状等に対応する措置	
				勤務時間の短縮	休業
有給 全期間100%支給	1	1	1	1	1
有給 その他	2	2	2	2	2
無給	3	3	3	3	3

「機会均等推進責任者」について

「機会均等推進責任者」とは、事業所において人事労務管理の方針の決定に携わる方を機会均等推進責任者として選任し、都道府県労働局雇用均等室あて届け出をしていただいているもので、性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力発揮しやすい職場環境を作るという役割を担う方として、必要な取組を推進していただいています。

「母性健康管理指導医」について

「母性健康管理指導医」とは、厚生労働大臣により委嘱されている医師で、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他女性労働者の母性の保護に関して専門的な立場から助言、指導等を行っています。

問11(2)は、問3(2)～(4)(2～3ページ)のうち、いずれかで「1」(労働者の出勤状況を考慮している)を回答された事業所のみお答えください。すべて「2」(労働者の出勤状況を考慮していない)を回答された事業所は、問12にお進みください。

(2) 妊娠中及び出産後の症状等に対応する措置を利用したことによる不就業期間(時間単位の不就業も含みます。)の取扱い

① 昇進・昇格の決定

不就業期間の取扱い	勤務時間の短縮	休業
不就業期間を就業したものとみなす	1	1
不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	2	2
不就業期間とする	3	3
そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	4	4
その他	5	5
特に決めていない	6	6

② 昇給の決定

不就業期間の取扱い	勤務時間の短縮	休業
不就業期間を就業したものとみなす	1	1
不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	2	2
不就業期間とする	3	3
そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	4	4
その他	5	5
特に決めていない	6	6

③ 退職金の算定

不就業期間の取扱い	勤務時間の短縮	休業
不就業期間を就業したものとみなす	1	1
不就業期間の一定割合を就業したものとみなす	2	2
不就業期間とする	3	3
そもそも就業すべき日数として取り扱っていない	4	4
その他	5	5
特に決めていない	6	6

すべての事業所がお答えください。

問12 妊産婦の健康管理に関する相談体制

(1) 妊産婦が相談する担当者

人事管理部門の担当者(機会均等推進責任者(☆ 左ページを参照)を含む。)	1
健康管理部門の担当者	2
所属先(直属)の上司	3
衛生管理者	4
産業医	5
職場に配置している保健師又は看護師	6
事業所提携の産婦人科医	7
その他	8
特になし	9

(2) 事業主が相談する者又は機関

労働局雇用均等室又は母性健康管理指導医(☆ 左ページを参照)	1
地域産業保健センター又は都道府県産業保健推進センター	2
事業主団体	3
妊産婦本人の主治医	4
産業医	5
職場に配置している保健師又は看護師	6
事業所提携の産婦人科医	7
その他	8
特になし	9

(1～8については、該当するものすべてに○をつけてください。)

育児・介護休業法では、「育児のための勤務時間短縮等の措置等」について次のように定めています。

育児のための勤務時間短縮等の措置等（第23条、第24条）

労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置をいいます。

事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者については、

- ①「短時間勤務制度」
- ②「育児のためのフレックスタイム制度」
- ③「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」
- ④「所定外労働をさせない制度」
- ⑤「託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」
- ⑥「育児休業の制度に準ずる措置」

の措置を1つ以上講じることが必要です。

また、事業主は、3歳から小学校入学までの子を養育する男女労働者については、これらの措置を講ずるよう努めなければなりません。

問13は、3ページの問4(1)の「出産前(妊娠中)に退職した女性」及び(2)①の「出産した女性」の利用状況についてお答えください。(いずれも該当者のいない事業所は、問14にお進みください。)
対象期間は平成18年4月1日から平成19年10月1日までです。
「請求実人員数」「申請実人員数」は、同一人が何回請求・申請しても、1人として計算してください。

問13 母性健康管理制度の利用状況

(1) 妊産婦の通院休暇

請求者あり	1	→	請求実人員数	請求延回数(注14)
請求者なし	2		人	回

(注14) 貴事業所の請求者全員の請求延回数をご記入下さい。

(2) 妊娠中の通勤緩和の措置

請求者あり	1	→	請求実人員数			
請求者なし	2		時差通勤	勤務時間の短縮	通勤手段や通勤経路の変更	その他
			人	人	人	人

(3) 妊娠中の休憩に関する措置

請求者あり	1	→	請求実人員数
請求者なし	2		人

(4) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置

請求者あり	1	→	請求実人員数		
請求者なし	2		作業の制限	勤務時間の短縮	休業
			人	人	人

(5) 「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用状況

カードを利用した申請があった	1	→	申請実人員数
カードを利用した申請はなかった	2		人

すべての事業所がお答えください。

VI 仕事と育児の両立に関する事項について

問14 育児のための勤務時間短縮等の措置(☆ 左ページを参照)の制度の有無及び利用可能期間

(1) 制度の有無

あり	1	→
なし	2	

(2) 利用可能期間(最長で子は何歳になるまで利用できるか)

3歳に達するまで	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで(注15)	小学校就学の始期に達するまで(注15)	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能
1	2	3	4	5	6

(注15) 4歳など、3歳と小学校就学の間としている場合には「2」を、「小学校就学の始期に達するまで」(小学校に入るまで)としている場合には「3」を選択してください。

これで調査は終了です。同封の返信用封筒(切手不要)により、10月31日(水)までにご返送下さい。
お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。

平成20年12月発行

平成19年度雇用均等基本調査結果報告書
雇用均等・児童家庭局調査資料No.2

発行 厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2

